

保育部会 常任委員会

日時：令和 6 年 7 月 2 日（火）午後 3 時～5 時

会場：大阪府社会福社会館 5 階 501 会議室

・ 部会長挨拶

《協議題》

1. 大阪府より報告

2. 中央情勢について … 全保協ニュース 資料 1

3. 令和 6 年度保育部会会費請求に伴う利用定員数の確認について
… 資料 2

4. 第 67 回全国保育研究大会（奈良大会）参加勸奨について … 資料 3

5. 令和 6 年度保育士養成校との研究懇談会について

6. 調査研究委員会からの報告

7. 地域貢献事業推進委員会からの報告

8. 大阪府保育士会からの報告

9. 各ブロックからの報告

北摂ブロック	
豊中市	
高槻市	
北大阪ブロック	
枚方市	
寝屋川市	
東大阪市	
八尾市	
南大阪ブロック	
堺ブロック	
泉州ブロック	
大阪市	

10. その他

- ・保育士等キャリアアップ研修（乳児保育 e ラーニング）の受講決定通知について
- ・閉会挨拶

（常任委員会進行輪番表）

	今回	次回			
北摂	泉州	堺	河内	南大阪	北大阪

次回常任委員会 令和 6 年 9 月 3 日（火）午後 3 時 00 分～5 時 00 分
大阪府社会福祉会館 3 階 301 会議室

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 自民党全国保育関係議員連盟「総会」に奥村会長が出席(保育三団体協議会) …… 1

◆ 自由民主党全国保育関係議員連盟総会に奥村会長が出席(保育三団体協議会)

令和6年5月31日、本会奥村尚三会長は、保育三団体協議会として自由民主党全国保育関係議員連盟総会に出席しました。

冒頭、田村憲久保育議連会長から、保育士の配置基準の改善がなされたが、配置基準も処遇もまだまだ改善の必要があること、保育を取り巻く環境の地方格差も大きく、子どもたちのための施策とは何かを考えていく必要があるとあいさつがありました。



参加議員に保育の現状と要望を伝える奥村会長

保育三団体協議会では、本会奥村尚三会長に加え、全国私立保育連盟川下勝利会長、日本保育協会吉田学理事長が出席し、下記の内容を要望して、出席議員との意見交換を行いました。

【主な要望内容】

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください
2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください
3. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

4. 「こども誰でも通園制度」の主旨を徹底してください
5. 保育所・認定こども園が開設した「避難所」も災害救助費の対象にしてください
6. 少子化傾向を反転させるため、子育て家庭の負担を軽減してください
7. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください

意見交換では、出席者から配置基準の改善や人材確保、地域格差等への対応、物価高騰への対応などについての意見が出されました。

保育三団体協議会からは、保育士養成校の卒業生が減っており、これまでは卒業前に養成校からあった紹介がどんどん減っている現状や、公定価格の積み上げ方式の堅持、「社会福祉施設職員等退職手当共済制度の公費助成」の堅持をお願いしたいことについても改めて伝えました。



あいさつをする田村保育議連会長

最後に、田村憲久会長からは、「保育士の養成数が減少している一方で、配置基準が改善され『誰でも通園制度』も始まるなど、今後、より保育士が必要とされてくる。このまま保育士の養成が減少していくと、どこかで破綻しかねない。現状も限界に近づいてきている。保育の全体供給のあり方を考えながら、保育の今後のあり方を考える必要がある」との発言がありました。

要望内容の詳細については、別添資料をご参照ください。

令和 6 年 5 月 31 日

自由民主党全国保育関係議員連盟
会長 田村 憲久 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会 長 奥村尚三
公益社団法人 全国私立保育連盟 会 長 川下勝利
社会福祉法人 日本保育協会 理事長 吉田 学

令和7年度 保育関係予算要望

すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任※です。

国が自らの責任として保障するすべての子どもの育ちについて、日本のどこに生まれても、等しく健やかな育ちが実現されるよう、令和7年度保育関係予算について次のことを要望します。

※すべての子どもの健やかな育ちを保障することは、国の責任

児童の権利に関する条約第 4 条

締結国は、この条約において認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる。

児童福祉法第 2 条 3

国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

こども基本法第 4 条

国は、前条の基本理念（※事務局注 全ての子どもの人権の保障、適切な養育や生活の保障、最善の利益の考慮など）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

- 人口減少地域において、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、真に必要なとされる社会資源として、また子どもの居場所が維持・確保できるよう、認可を受けた保育施設等として地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策の実現に可及的速やかに取り組むことを要望します。

・・・（詳細 4 ページ）

2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、 公定価格を充実させてください

(1) 職員配置基準の改善 ・・・（詳細 6 ページ）

- 子どもたちにしっかりと向き合い、「保育所保育指針」等のねらいを達成するため、配置基準の改善は急務です。1 歳児についても早急に改善いただくとともに、応答的なかかわりが重要な時期である 2 歳児の配置基準についても改善を要望します。

- 近年子どもの発達の個人の差も大きく、個別に対応する必要性が増しています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。看護師や栄養士、調理員、事務員等の保育士以外の職員の配置基準も含めて、配置基準が適当なのか、しっかり精査いただくことを要望します。

(2) 公定価格の改善と保育人材の確保 (詳細 7 ページ)

- 現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、保育者が安心して働き続けられるよう、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持するとともに、公定価格の基本単価の引き上げや福祉職俸給表の見直しも含めたさらなる処遇改善を要望します。
- 保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和 6 年度末までに改めて結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を要望します。

(3) 主任保育士の必置化 (詳細 8 ページ)

- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域社会でその役割を果たすため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすることを要望します。

(4) 施設長の資質向上 (詳細 9 ページ)

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることを要望します。

3. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

(1) 「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用 (詳細 10 ページ)

- 今国会に提出された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」により創設される「子ども・子育て支援金制度」は「加速化プラン」に基づく施策の実施に充てられるものです。その主旨に従い、間違いなく子ども・子育て世帯のための財源として確保してください。

(2) 就学前教育・保育施設整備交付金等の確保 (詳細 12 ページ)

- 令和 6 年度の就学前教育・保育施設整備交付金について、第一次交付でそのほとんどの予算額が使用される結果となりました。「こども誰でも通園制度」の整備も認められるなど、「こどもまんなか」社会の実現に向けた新たな制度での活用も見込まれることから、今後も必要な施設整備を図ることができるよう十分な予算の確保を要望します。

- 甚大な被害をもたらす自然災害が近年多く発生しています。保育所等が被災した場合、その地域子ども・子育て家庭の生活を守るため、さらにはその地域を守るため、早急な復旧が必要です。復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について、災害状況等も勘案した適正な申請の期間による迅速な支給を要望します。

4. 「こども誰でも通園制度」の主旨を徹底してください

- 「こども誰でも通園制度」は「こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すること』」が主旨であるはずです。
- 真に子どものための制度となるよう、また、自治体間で格差が生じないように、その主旨の徹底と財源の確保、体制や仕組みの十分な検討と構築を要望します。
・・・(詳細 13 ページ)

5. 保育所・認定こども園が開設した「避難所」も災害救助費の対象にしてください

- 災害が発生した場合、保育所・認定こども園には、地域の乳幼児を抱える家庭や妊産婦、その他の方たちが避難してきますが、保育所・認定こども園は、内閣府令で定められる「居室」がないことから、災害救助費の対象となりません。
- 実態にあわせ、地域住民を受け入れて避難所となった保育所・認定こども園を、災害救助法の「避難所」として取り扱い、災害救助費の対象にしてください。
・・・(詳細 14 ページ)

6. 少子化傾向を反転させるため、子育て家庭の負担を軽減してください

- 少子化傾向を反転させるためには、すべての子どもの育ちについて、成育場所やその環境を問わず、健やかな育ちの保障することが必要です。その実現に向けて、「子ども・子育て支援金制度」を活用した無償化の拡充などを要望します。
・・・(詳細 15 ページ)

7. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。日本の長時間労働を是正する施策をすすめることを要望します。
・・・(詳細 15 ページ)

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

- 人口減少地域の保育については、『新子育て安心プラン』の後の保育提供体制について」において、下記のとおりとされました。

【参 考】「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制について(論点)【抜粋】

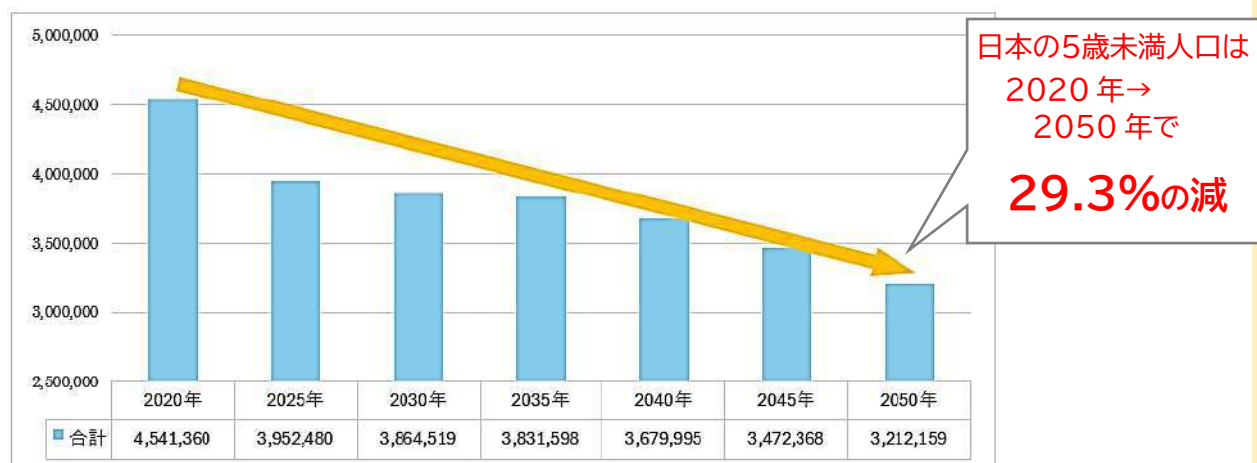
(第5回子ども・子育て支援等分科会(2024年2月19日))

子ども家庭庁 「新子育て安心プラン」の後の保育提供体制について(論点)		第5回子ども・子育て支援等分科会 2024年2月19日	資料7
(1) 基本的な考え方			
・主として、人口減少地域を念頭に、多機能化や地域共生の観点での支援や、地域における子育ての拠点としての施設機能維持が必要ではないか。			
(2) 主な個別論点			
③人口減少地域における拠点としての施設機能の維持			
・人口減少地域でのこどもの育ちに焦点を当て、多機能化や多世代共生など、地域共生社会を実現するための観点を踏まえ、拠点としての施設の機能や役割、支援策についてどう考えるか。			

- 上記のとおり、保育施設は、子ども一人ひとりの育ちと子育て家庭の就労と生活を支える子育て支援の重要な基盤であるとともに、地方創生に不可欠な社会資源です。
- しかし、社会の変化や想定を超えた少子化の加速にともない、定員割れとなったり、保育人材不足等により、運営が限界にきている保育施設もあります。
- 保育施設がなくなれば、その地域で子育て家庭は生活できず、地域住民の生活の存続、そして地域自体の存続に直結する問題です。

【参 考】5歳未満人口の将来推計

(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」より事務局作成)



- 人口減少地域において、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するため、真に必要なとされる社会資源として、また子どもの居場所が維持・確保できるよう、認可を受けた保育施設等として地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策の実現に可及的速やかに取り組むことを要望します。

- あわせて、各地域において、各々の自治体が地方版「子ども・子育て会議」を活性化し機能を向上させ、地域の保育のあるべき姿を明確にするよう働きかけることを要望します。
- また、新型コロナウイルス感染症拡大もあり、人口減少が7年前倒しとなった今、公定価格算定において、子どもの数を基礎とするだけでなく、施設の維持管理費や支援内容を評価した経費の性格別に設定するなど、公定価格設定についての検討を要望します。
- 加えて、子どもの数が減少の一途をたどっている今、公定価格の臨時的、経過的な対応と、今なお続くローカルルールによって必要な定員変更ができない現状を改善する仕組みの創設を要望します。

【参 考】全庁的な会議体で子ども・子育て施策について検討している事例

(「地方版子ども・子育て会議の取組に関する調査」(令和3年度子ども・子育て支援調査研究事業))

日本一の子育て村推進本部における検討	
島根県邑南町	人口5万人以下の市区町村
・ <u>2011年(平成23年)に日本一の子育て村推進本部を設置。</u> ・ 豪雪地帯で、昔は出稼ぎなど町から出る人も多く、少子化が早くから進んでいた。また、医療・福祉の専門機関も少なく、定住対策が重要なプロジェクトだった。 ・ 日本一の子育て村を開始して、地域として子育て支援を進め、<u>「邑南町日本一の子育て村基構想(平成24年3月)」も策定、施策を進めてきた。</u> ・ 10年前は、子育て支援は他の自治体ではやっていなかった。高齢化施策は充実しており、次に子育て支援を他の自治体よりも早く進めた。 ・ 本部長は町長。子育て関連の社会福祉協議会、学校、医療などの関係機関で構成している。 ・ 本部会議の下に、幹事会があり、町役場の課長で構成。予算を伴うものは、<u>その下に3つの部会をおいて検討している(医療・保健部会、福祉部会、教育・総務部会)。</u> ・ 部会に実務の担当者が入っている(保育士、放課後指導員、医療関係者、地域みらい課、商工観光課等、全体で30名位)。 ・ 部会で施策を検討、下から上げて事業実施へもっていく。 ・ 児童福祉の担当課は福祉課だが、3部会合同で子育て施策を検討している。 ・ 地域保健福祉計画は議会の承認案件。他の計画は報告案件だが、地域保健福祉計画は議決が必要。子ども・子育て支援事業計画についても議会の承認案件とした。	
子育て村推進本部設置条例 https://www1.g-reiki.net/town.ohnan/reiki_honbun/r073RG00000919.html	

2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、

公定価格を充実させてください

(1) 職員配置基準の改善

- 令和6年度より4,5歳児および3歳児の配置基準が改善されました。一方で、当初「こども未来戦略方針」で記載されていた1歳児の配置基準の改善は、「加速化プラン期間中の早期に、6対1から5対1への改善を進める」とされ、改善されていません。
- 子どもたちにしっかりと向き合い、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」のねらいを達成するため、配置基準の改善は急務です。
- **まずは、1歳児についても早急に改善いただくとともに、応答的なかわりが重要な時期である2歳児の配置基準についても改善を要望します。**
- 他方、近年子どもの発達の個人の差も大きく、個別に対応する必要性が増しています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。
- 25対1、5対1という配置基準は、子ども・子育て支援新制度制定時に確認された内容であり、当時とは子ども・子育て世帯を取り巻く状況が変わっています。また、調理員は配置基準が定められているものの、看護師や栄養士、事務員等は配置基準はなく加算で対応であることなど、保育士以外の職員の配置基準も含め、**配置基準が適当なのか、しっかり精査いただくことを要望します。**

【参考】

「保育所の職員配置基準（諸外国との比較）」

（「機能面に着目した保育所の

環境・空間に係る研究事業」

（平成21年、全国社会福祉協議会）から事務局作成）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
日本	3:1	6:1		15:1	25:1	
フィンランド		4:1			7:1	
アメリカNY州 ※州によって異なる	6週～1歳6か月未満児 4:1 1歳6か月～3歳未満児 5:1			6:1	7:1	8:1
イギリス	3:1		4:1	7:1	8:1	9:1
フランス	歩行がでる乳幼児 5:1 歩行がでない乳幼児 4:1				13:1	
ドイツ ※州によって異なる		6:1			13:1	
スウェーデン	1クラス上限14人に職員3人 ※クラス上限で計算すると、4.6:1				13:1	
韓国	3:1	5:1	7:1	15:1	20:1	

【参考】「通級による指導を受けている児童生徒数

および特別支援学級在籍児童数（小学校）」（国・公・私 計）

（「通級による指導実施状況調査結果」「特別支援教育資料」文部科学省（平成27年度調査と令和3年度調査より事務局作成）

	平成27年度調査	令和3年度調査
通級による指導を受けている児童生徒数	80,768名	154,559名
特別支援学級在籍児童数	139,526名	232,105名
計	220,294名	386,664名

新制度開始時
（平成27年度）
と比べて、
約1.8倍に増加

【参考】「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準→第33条保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。

公定価格における調理員の利用定員要件 → 利用定員 40人以下・・・1人

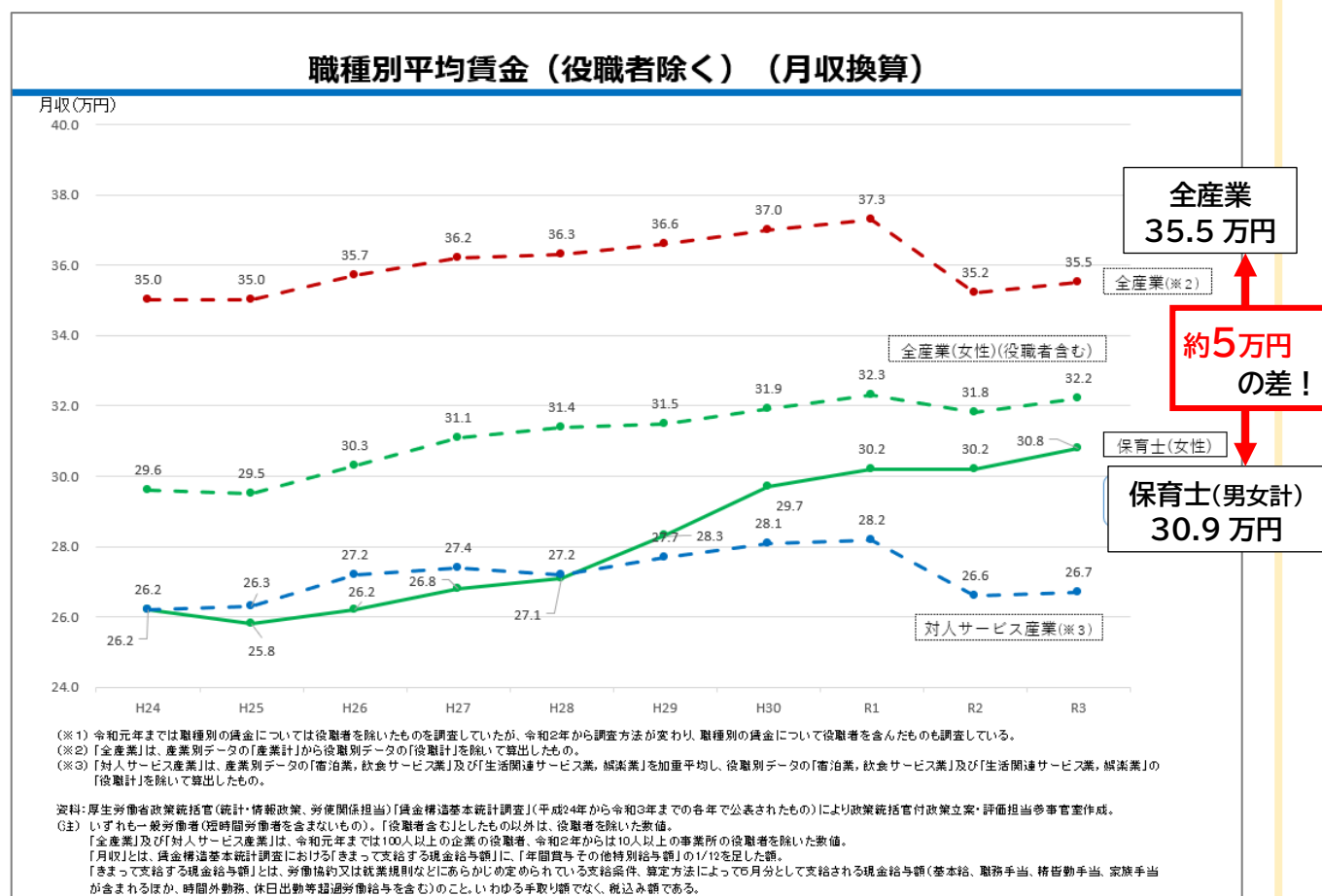
利用定員 41人以上・・・2人

利用定員 151人以上・・・3人（うち1人は非常勤）

調理員が1人
では休暇をと
ることもでき
ない！

(2) 公定価格の改善と保育人材の確保

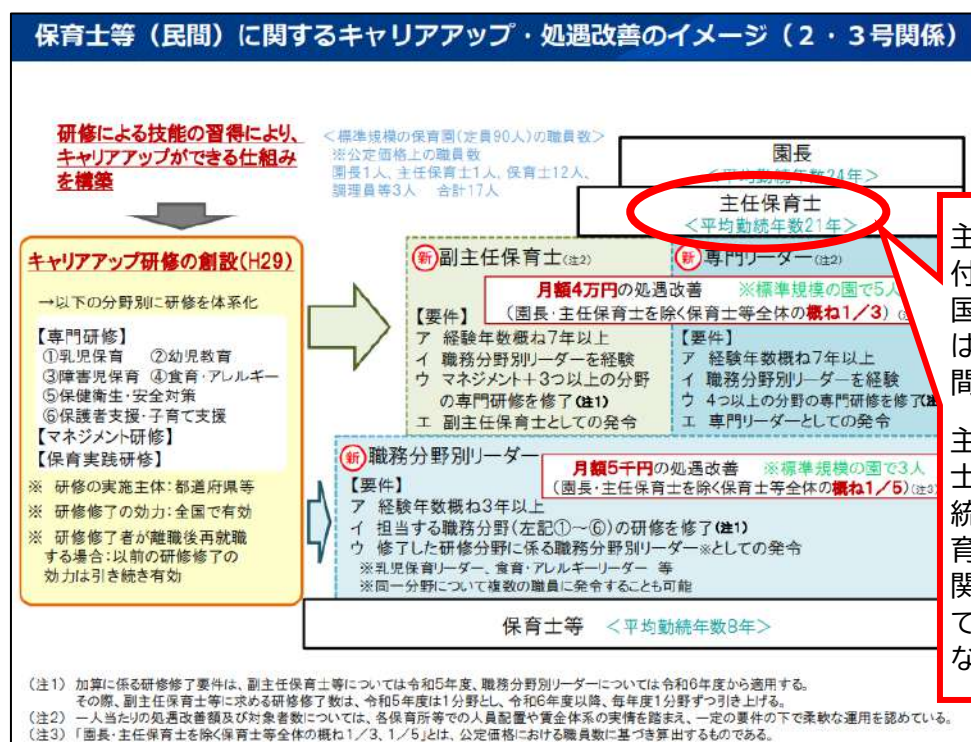
- これまでの処遇改善加算措置によって職員の給与は年々増加してはいますが、それでもなお保育士と全産業の労働者の平均賃金の間には依然約5万円の差があります。
- さらに令和6年の春闘では、一般企業の賃金が大幅に上昇（ベースアップ等）と報道されています。これらは人事院勧告にも反映されると推測しますが、公定価格についても、これまでとおり人事院勧告準拠のルールを確実に実行してください。
- また、令和元年実施の経営実態調査においても明らかなように、職員の平均勤続年数が年々伸びている実態がある中で、公定価格の算定において、職員の勤続年数や保育現場の必要な費目が適正に評価されているかどうか、今一度精査することが必要です。
- 現在そして将来の世代にとって魅力ある職場・職種となり、保育者が安心して働き続けられるよう、公定価格の算定は個別費目の積み上げ方式を堅持するとともに、公定価格の基本単価の引き上げや福祉職俸給表の見直しも含めたさらなる処遇改善を要望します。
- また、保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和6年度末までに改めて結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成の堅持・継続を要望します。



(3) 主任保育士の必置化

- 「こども誰でも通園制度」や「身近な相談機関（かかりつけ相談機関）」など、保育所・認定こども園には、地域のすべての子ども・子育て家庭への支援が期待されています。そして子育ての安心感は少子化傾向の反転につながります。その支援の中核的な役割を担うのが、主任保育士・主幹保育教諭です。
- 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、適切な保育の維持および保育の質をさらに向上させ、地域でその役割を果たすため、**加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化とすることを要望します。**
- また、令和6年度から開始される新しい認定資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」は主任保育士も取得することが想定されていますが、合計265時間を超える研修受講が必要であり、保育を実施しながらの取得は困難です。研修について、これまで受講した研修の置き換えや一部免除など、研修受講の負担軽減について検討いただくよう要望します。

【参 考】こども家庭庁ホームページ掲載の図に加筆



主任保育士は法的に位置付けられていないが、国の資料でも、主任保育士は、「園長」と「保育士等」の間に位置付けられている。

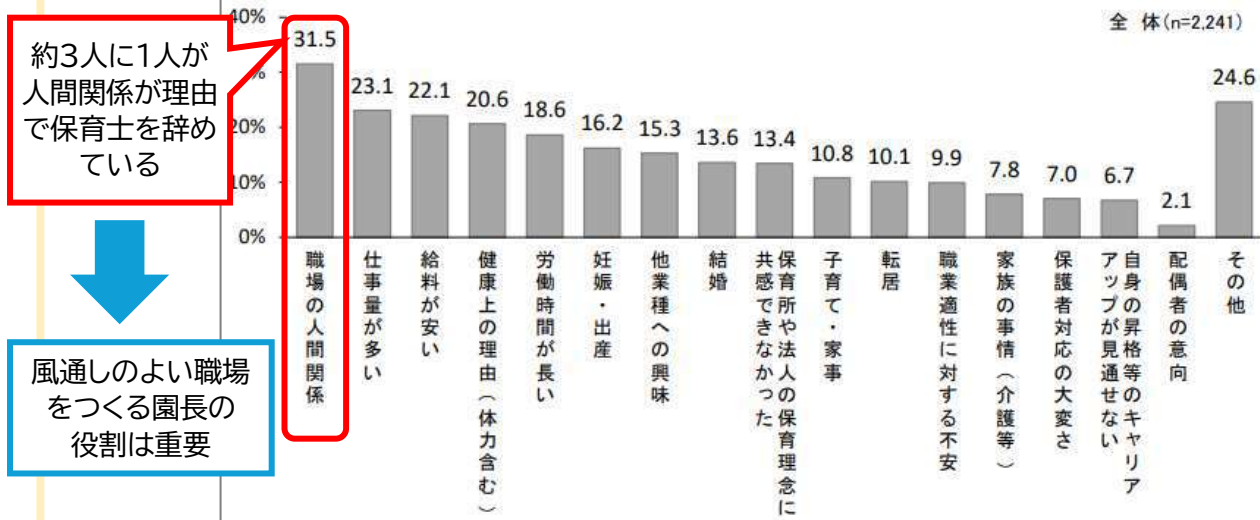
主任保育士は、園長と保育士の間に立ち、園の保育を統括するとともに、地域子育て支援や地域の関係機関との連携など、園にとっても、地域にとっても重要な役割を担っている。

(4) 施設長の資質向上

- 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。
- 施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、資格や必修研修等の要件等を的確に定めることを要望します。

【参 考】過去に保育士就業経験がある者の実態「保育士を辞めた理由」

(「令和4年東京都保育士実態調査／東京都」)



【参 考】「公定価格の算定方法における保育所の施設長の要件について」(内閣府資料)

概要

- 市町村から保育所等に支払われる公定価格では、全施設に共通して適用される基本分単価において、施設長の人件費を算定し、一定の経験や能力を有する施設長が常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していることを要件としており、要件を満たしていない場合は、減算する仕組みとしている。

※保育所の施設長が他の施設や事業の職員と兼務すること自体は可能。

※施設長に支払われる給与は、事業所で決定。

【参 考】「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について」

(昭和47年5月17日社庶第83号厚生省社会・児童家庭局長連名通達)

保育所	健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者 国公立の施設にあつては、さらに、児童福祉事業に二年以上従事した者であつて、児童福祉施設を適切に運営する能力を有する者であること。
-----	---

3. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください

(1)「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用

- 我が国の少子化と人口減少の状況は想定を上回る厳しい局面にあり、「こども未来戦略」のなかで「我が国が直面する、最大の危機である」とされています。さらに、経済・社会システムを維持するため緊急かつ最重要課題として、これからの6～7年が少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスであるとされました。
- そのため、「加速化プラン」において言われている「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」ためには、安定した財源の確保とともに実効性のある施策が求められます。
- 今国会に提出された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」により創設される「子ども・子育て支援金制度」は「加速化プラン」に基づく施策の実施に充てられるものです。その主旨に従い、間違いなく子ども・子育て世帯のための財源として確保してください。
- 令和6年度に改善された4,5歳児の職員配置基準は、平成27(2015)年に子ども・子育て支援新制度制定時に確認された消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源で実現されるはずのものでした。それが実現されず、ここまで先延ばしになり、1歳児の配置基準に至ってはまだ改善されていません。
- 今回の「子ども・子育て支援金制度」の使途について、真に子ども・子育て世帯のために活用されるように要望します。

【参考】平成27年度に確認された0.3兆円について

社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分)

(H24.6.15 自由民主党・公明党・民主党社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努める。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力する。

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)附則

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的質的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

子ども・子育て関連3法案に対する附帯決議(H24.8.10 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

十五、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとすること。

少子化危機突破のための緊急対策(H25.6.7 少子化社会対策会議決定)

5 制度・財政面での対応

(1) 子ども・子育て支援新制度等の財源確保

- 「子ども・子育て支援新制度」の平成27年4月(予定)における円滑な施行を図るため、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るための財源として、消費税引き上げによる財源(0.7兆円)を含め1兆円超程度の確保に努める。

社会保障制度改革国民会議報告書(H25.8.6)

3 次世代育成支援を核とした新たな全世代での支え合いを

(1) 取り組みの着実な推進のための財源確保と人材確保

(略) 子ども・子育て支援新制度に即した、積極的かつ着実な推進が必要であるが、そのためには財源確保が欠かせない。とりわけ子ども・子育て支援は未来社会への投資であり、量的な拡充のみならず質の改善が不可欠である。そのため今般の消費税引き上げによる財源(0.7兆円)では足りず、附帯決議された0.3兆円超の確保を今後図っていく必要がある。

平成26年6月9日の参・決算委員会での安倍総理答弁

政府としては、平成二十七年度から施行予定の子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て支援の質と量を充実することとしております。このための財源の確保については、消費税増収分はもとより、それ以外のものも含め、しっかりと対応していく考えでございます。

経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～(H26.6.24)

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮

(4) 少子化対策

(略) 新たな少子化社会対策の大綱を平成26年度中に策定するとともに、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、取り組む。また、本制度に基づく幼児教育・保育・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための財源の確保については着実に進め、消費税分以外も含め適切に対応していく。

平成26年10月2日参・本会議での安倍総理答弁

平成二十七年四月に施行予定の子ども・子育て支援新制度に基づき、子育て支援の質・量の充実に図るための財源の確保については、消費税分はもちろん、それ以外のものも含め、しっかりと対応してまいります。

7年経過した会議での指摘

【参 考】「子ども・子育て支援新制度の今後の課題」

(「こども政策の推進に係る有識者会議(R3.9.16) 秋田喜代美氏(内閣府子ども・子育て会議会長(当時)) 提出資料

子ども・子育て支援新制度の今後の課題①

【0.3兆円メニューなどの保育の質の向上及び処遇改善】

- ・ 保育の質が子どもの発達に影響を及ぼし、その効果が生涯にわたって続くことを踏まえると、今後は保育の質の向上に向けた取組を強化していくことがより重要。職員配置の改善や保育士等の処遇の改善のほか、医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについてその受け入れや必要な支援を進めるための方策も求められる。
- ・ このため、未だ実現できていない職員の配置基準の改善等の「0.3兆円超」メニューやその他の保育の質の向上の実現が切望される。

(2) 就学前教育・保育施設整備交付金等の確保

- 令和6年度の就学前教育・保育施設整備交付金について、第一次交付でそのほとんどの予算額が使用され、保育施設の運営および計画に非常に大きな混乱を及ぼす結果となっています。
- 申請額を下回る交付や不採択、第2回協議の募集中止など、少子化対策として力を入れるはずだった保育施設の整備等が中断している県もあるようで、子どもの安全・安心確保の観点から、非常に憂慮すべき事態です。
- 「こども誰でも通園制度」の整備も認められるなど、「こどもまんなか」社会の実現に向けた新たな制度での活用も見込まれること、また、燃料費や食材料費、資材費、人件費などの急激な物価高騰への対応も含め、今後も必要な施設整備を図ることができるよう、早期の補正予算対応も含めて十分な予算の確保を要望します。
- また、甚大な被害をもたらす自然災害が近年多く発生しています。保育所等が被災した場合、その地域の子ども・子育て家庭の生活を守るため、さらにはその地域を守るため、早急な復旧が必要です。復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について、災害状況等も勘案した適正な申請の期間による迅速な支給を要望します。

【参考】こども家庭庁ホームページ掲載の図に加筆

保育の受け皿整備		(令和6年度予算案・令和5年度補正予算額)	(前年度予算額)
		286億円+336億円	(341億円)
できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25~44歳)の就業率の上昇に対応するため、「新子育て安心プラン」に基づき、保育所等の整備などを推進する。			
(1) 就学前教育・保育施設整備交付金【一部令和5年度補正予算】			
(2) 保育所等改修費等支援事業【一部令和5年度補正予算】(保育対策総合支援事業費補助金)			

286億円+336億円=622億円



令和6年度就学前教育・保育施設整備交付金の内示について(第1次)

(単位:千円)			(単位:千円)		
	自治体名	内示額		自治体名	内示額
1	北海道札幌市	1,137,009	31	宮城県岩沼市	82,885
2	北海道函館市	202,109	32	宮城県大崎市	95,566
3	北海道小樽市	204,259	33	宮城県蔵王町	41,416
4	北海道室蘭市	3,485	34	宮城県柴田町	213,333
326	熊本県熊本市	498,056	356	沖縄県浦添市	299,982
327	熊本県八代市	113,142	357	沖縄県名護市	102,632
328	熊本県人吉市	121,585	358	沖縄県読谷村	200,040
329	熊本県玉名市	206,295	359	沖縄県嘉手納町	94,744
330	熊本県山鹿市	273,886	合計		62,175,419

621.7億円

4. 「こども誰でも通園制度」の主旨を徹底してください

- 「こども誰でも通園制度」は「こどもを中心に考え、こどもの成長の観点から、『全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する』こと」が主旨であるはずです。
- 令和 5 年度にモデル事業を実施した園では、在宅で子育てする家庭の子どもが、保育者の専門性に接することで成長することや、それが保護者に伝えられることで保護者にもよい影響があることが報告されています。

【参 考】「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業 中間評価の集計結果」より

預かりモデル事業は利用するこどもの育ちにとってどのような意義があると感じるか (複数選択)	専門的な視点でこどもの育ちの状況や課題を確認できる	54	55.7
	保育者との愛着の形成を通じて心の発達が促進される	59	60.8
	家庭のみで育つことと比べ、様々な遊びを経験し、それを通じて成長できる	73	75.3
	同年齢・異年齢のこども同士で関わり合う機会を得ることができる	84	86.6
	保護者と関わることで、保護者の養育力の向上に寄与することができる	44	45.4
	本格的な入園へ向けた準備の機会となる	40	41.2
	その他(社会性が育つ・様々な食材を食べられる)		

- しかし、令和 6 年度からの試行的事業においては、その主旨を理解せず、保護者のためだけとなりかねない制度運用をしている自治体も存在するようです。
- 真に子どものための制度となるよう、また、自治体間で格差が生じないように、その主旨の徹底と財源の確保、体制や仕組みの十分な検討と構築を要望します。
- また、こども家庭庁が令和 5 年度に実施したモデル事業実施園への調査では、担当した保育者は、約 6 割が経験年数 11 年以上の保育者であり、やりがいや意義を感じているものの、約 6 割の保育者が負担が増加したと回答しています。
- 制度を確実に実施するために専門性の高い保育者の確保が不可欠です。現在、保育人材確保は困難な課題であり、保育人材確保施策の強化を要望します。

【参 考】「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業 中間評価の集計結果」より

	n	%
保育の経験年数	1-5年	22 22.7
	6-10年	14 14.4
	11-15年	23 23.7
	16年以上	38 39.2
預かりモデル事業による仕事の負担の増加 (複数選択)	事務仕事が増えた	50 51.5
	普段の保育に加え、預かりモデル事業のこどもの対応にかかる時間・労力が増えた	59 60.8
	保護者対応にかかる時間・労力が増えた	38 39.2
	会議が増えた	14 14.4
	関係機関と連携をとることが多かった	20 20.6
	保育活動・保育計画に変更が生じた	11 11.3
	休憩時間が減った	14 14.4
	休みが取りづらくなった	12 12.4
	その他(モデル事業のため一から作成するものが多かった等)	4 4.1
	仕事の負担はあまり変わらない	25 25.8

5. 保育所・認定こども園が開設した「避難所」も災害救助費の対象にしてください

- 災害が発生した場合、保育所・認定こども園には、地域の乳幼児を抱える家庭や妊産婦、その他の方たちが避難してきます。実際、能登半島地震や東日本大震災においても、地域の人々が避難して避難生活を送った保育所・認定こども園もあります※。
- しかし、保育所・認定こども園は、内閣府令で定められる「居室」がないことから、福祉避難所とならないため、災害救助費の対象となりません。
- また、被災した保育所・認定こども園に対する、他の地域からの保育士の派遣に要する費用も支援されません。
- 地域には妊産婦、乳幼児がおり、その人たちの避難先としては、普段乳幼児が生活している保育所・認定こども園が最適のはずです。また、地域の子育て拠点として、地域の人たちも避難してきます。
- 実態にあわせ、地域住民を受け入れて避難所となった保育所・認定こども園を、災害救助法の「避難所」と取り扱い、災害救助費の対象となるよう要望します。

※ 能登半島地震で長引く避難生活 暮らし再建へ…岐路に立つ人々（日本テレビ「真相報道バンキシャ！」、2024.1.28）

※ 子供の居場所づくり、避難所で声かけ…地震から約1カ月半、前を向き生きる能登の人々（産経WEST、2024.2.17）

※ 「保育所が避難場所となり、避難してきた家族を受け入れ、対応した。【福島県】」（「東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ～子どもたちを災害から守るための対応事例集」（全国保育協議会、2013.3）

※ 「地域の町内会が運営している自主防災組織に加入するとともに、（避難所の指定を受けていなかったが）当保育所は津波避難場所として常日頃から地域の方を50人受け入れることができる衣食住の機能を備えていた。また、自主防災組織の拠点として日頃から地域との関係づくりができていた。【岩手県】」（「東日本大震災被災保育所の対応に学ぶ～子どもたちを災害から守るための対応事例集」（全国保育協議会、2013.3）

6. 少子化傾向を反転させるため、子育て家庭の負担を軽減してください

- 令和元年 10 月から、3 歳以上児の家庭及び 3 歳未満児の住民税非課税世帯の家庭が負担する保育料の無償化が実施されました。
- その後、自治体によっては、3 歳未満児も含めた保育料を完全無償化した自治体や、第 2 子の保育料を無償化した自治体など、自治体によって差が出ています。
- 少子化傾向を反転させるためには、すべての子どもの育ちについて、成育場所やその環境を問わず、健やかな育ちを保障することが必要です。
- その実現に向けて、「子ども・子育て支援金制度」を活用した無償化の拡充などを要望します。
- また、満 3 歳児の支給認定の取り扱いについて、認定こども園の一号認定の無償化が満 3 歳となる誕生日の翌月からになる一方、保育所は満 3 歳となった翌年度からとなる違いが生じており、制度運用上の整合性について、早急に対応してください。

7. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください

- 2020 年にユニセフから発表された報告書において、日本は長時間（平均で週 50 時間以上）働いている割合が最も高い国の一つであり、ワークライフバランスに苦慮している保護者が多い国でもあるとされています。
- 保育所等においても 11 時間開所が求められ、保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どももいます。それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会でしょうか。
- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化傾向の反転につながると考えます。
- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策をすすめることとともに、11 時間開所が求められる保育所等の保育士の働き方を改善するための開所時間の見直しを要望します。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 第67回全国保育研究大会 フリー発表分科会の研究発表の募集について ……1

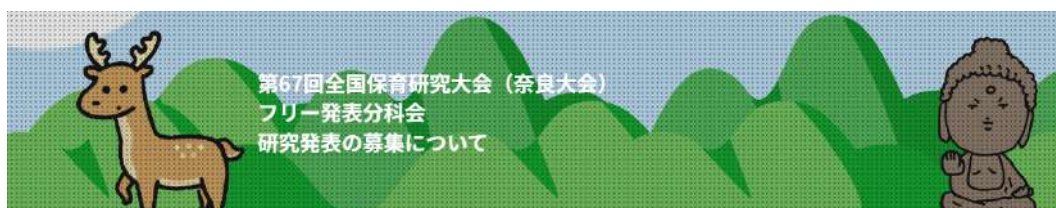
◆ 第67回全国保育研究大会 フリー発表分科会の研究発表の募集について

全国保育協議会では、「全国保育研究大会」において、保育・子育て支援関係者が自由なテーマで研究発表し、協議・交流を深める場として「フリー発表分科会」を設けています。

第67回全国保育研究大会においても、下記のとおり実施いたします。

この機会にぜひ、日頃の保育・子育て支援に関する研究活動の成果をご発表いただき、子どもを主体とした実践にむけ、多くの参加者と情報共有してください。

多くの皆さまのご発表をお待ち申しあげております。



《研究発表の概要》

- (1) 発表日：令和6年10月18日（金）

※全国保育研究大会の全体のスケジュールは大会開催要項をご覧ください。

- (2) 会場：奈良市内の会場（決まり次第ご案内いたします。）

- (3) 発表時間：25分程度（研究発表：20分、質疑応答：5分）

※応募数により多少前後する可能性があります。

- (4) 募集内容：保育・子育て支援に関する研究発表

- (5) 研究発表者の条件：発表時に全保協会則第4条に定める会員に所属する関係者

または、保育・子育て支援に係る行政関係者であること

(6) 応募締切：令和 6 年 6 月 17 日（月）

※ 詳細は、全国保育協議会ホームページの「フリー発表分科会 研究発表の募集について」をご参照ください。

【第 67 回全国保育研究大会（奈良大会）フリー発表分科会 研究発表の募集について
（全国保育協議会ホームページ 大会特設ページ内）】

https://www.zenhokyo.gr.jp/free_presentation/



【第 67 回全国保育研究大会（奈良大会）特設ページ（全保協ホームページ内）】

<https://www.zenhokyo.gr.jp/lp/lp-1237/>



全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 「こどもまんなか実行計画 2024」が決定されました(こども家庭庁)……………1
- ◆ 教育・保育施設におけるプール活動・水遊び事故防止及び熱中症事故の防止について(こども家庭庁等 事務連絡)……………6
- ◆ 「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載について……………6

◆ 「こどもまんなか実行計画 2024」が決定されました(こども家庭庁)

令和 6 年 5 月 31 日、岸田内閣総理大臣を会長とした第 3 回こども政策推進会議が開催され、「こどもまんなか実行計画 2024」が決定されました。

これは「こども基本法」に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）から、具体的に取り組む施策を取りまとめたものです。

今後、こども家庭審議会において、施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年 6 月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映することとしています。

「こどもまんなか実行計画 2024」のなかで保育所・認定こども園等に関係する項目を次頁に抜粋します。

(遊びや体験活動の推進)

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン(はじめの 100 か月の育ちビジョン)を踏まえた「遊びと体験」の推進

はじめの 100 か月の育ちビジョン（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき政府の取組を推進するため、乳幼児に関する様々な科学的知見の蓄積・普及に向けた外遊びや絵本等の「遊びと体験」が乳幼児に与える影響や乳幼児の育ちに関する生活実態等の調査研究、地域の多様な場に根差して乳幼児や保護者・養育者と地域の人々や活動をつなぐコーディネーターの養成、保護者・養育者や専門職等に向けた普及啓発等を進め、乳幼児の豊かな「遊びと体験」等を保障する。【こども家庭庁】

P8 より抜粋

(生活習慣の形成・定着)

食育の推進

第 4 次食育推進基本計画（令和 3 年 3 月 31 日食育推進会議決定）に基づき、こどもに対して地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進するとともに、食育推進全国大会や食育活動表彰等を通じて情報発信を行うことで、食育への理解促進を図る。第 4 次食育推進基本計画において定めている目標の達成状況を踏まえつつ、食育推進会議において次期食育推進基本計画を令和 7 年度末に策定する。【農林水産省、文部科学省、こども家庭庁、関係省庁】

P11 より抜粋

(障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり)

専門的支援が必要な障害児への支援の強化

医療的ケア児や重症心身障害児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中核として、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。また、家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進める。【こども家庭庁】

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備するとともに、医療的ケア児の育ちと生活の総合的な支援を行う。

【こども家庭庁】

P29 より抜粋

(こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援)

こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進

資格取得のための研修等に参加する場合の受講費用等の補助や、児童相談所、市区町村相談支援部門等に資格を有する者を配置する場合の財政支援を行うとともに、施行状況の実態把握を進める。【こども家庭庁】

P34 より抜粋

(有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進)

非常災害対策

令和6年能登半島地震や過去の非常災害発生時の教訓も踏まえ、発災後は、早急に被害状況を把握するとともに地方公共団体とも緊密に連携を図り、こどもの最善の利益を考慮しつつ、被災地のニーズに寄り添いながら円滑に生活の再建や災害復旧等に取り組めるようにする観点から、**保育所等の利用者負担減免や避難先における保育の提供、被災したこどもの居場所づくりの支援、被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援などに備えるとともに、児童福祉施設等への施設整備費の補助等を通じて非常災害対策を進める。**【こども家庭庁】

P45 より抜粋

(待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等)

親の就業状況にかかわらない支援の充実

全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく図るため、**現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付(「こども誰でも通園制度」)を創設する。**具体的には、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施地方公共団体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の地方公共団体において「こども誰でも通園」を実施する。【こども家庭庁】

P53 より抜粋

病児保育事業の実施

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気のこどもを一時的に保育するとともに安定的な運営等を支援することにより、安心して子育てができる環境整備を図る。**病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係**

る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024 年度から実施する。【こども家庭庁】

P53～54 より抜粋

(幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善)

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の着実な実施

施設類型を問わず質の高い幼児教育・保育が行われるよう、地方公共団体の関係者等を対象とした会議等を通じて、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨・内容の周知徹底を行う。また、これらの改訂に向けては、学校教育法・児童福祉法において文部科学省とこども家庭庁が相互に事前協議を行うこととされていること等を踏まえ、文部科学省とこども家庭庁が緊密に連携し、施設類型を問わず幼児教育・保育の内容の整合性を図り、質の高い教育・保育を保障する。【文部科学省、こども家庭庁】

P54 より抜粋

幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究の実施

幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、また、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもに格差なく質の高い学びを保障できるようにするべく、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を始め、幼保小が直面している課題の解決など、幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究を実施する。また、調査研究で得られた成果については、地方公共団体の幼保小の関係者等を対象とした会議等を通じて発信し、成果の横展開を実施する。【文部科学省、こども家庭庁】

P54 より抜粋

(保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等)

保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善

保育人材の育成については、各専門分野のリーダー的な役割を担う者等を対象として実施する「保育士 等キャリアアップ研修」等の実施体制の確保を図るとともに、保育所等における職員の資質の向上に取り組む。【こども家庭庁】

新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進などにより、保育人材確保策に取り組む。【こども家庭庁】

保育士等の処遇改善は、平成 25 年度以降、累次の処遇改善を実施し、累計+23%の給与改善を進めてきた。また、これとは別に、技能・経験に応じた月額最大 4 万円の給与改善を平成 29 年度から実施している。「こども未来戦略」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定)を踏まえ、引き続き令和 5 年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間

給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。【こども家庭庁】

費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等の制度化を図る。【こども家庭庁】

P55 より抜粋

職員配置基準の改善

1 歳児及び 4・5 歳児の職員配置基準については、令和 6 年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった 4・5 歳児について、30 対 1 から 25 対 1 への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。これとあわせて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。また、令和 7 年度以降、1 歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に 6 対 1 から 5 対 1 への改善を進める。【こども家庭庁】

P56 より抜粋

実行計画に示された内容については、最長で令和 10 年度の実施を目途に、各事業ごとの工程表が示されています。実行計画の詳細な内容はこども家庭庁ホームページからご確認ください。

【こども政策推進会議】

<https://www.cfa.go.jp/councils/suishinkaigi/>

こども家庭庁ホーム>会議等>こども政策推進会議

【こどもまんなか実行計画 2024】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3bbf70e9-27d7-45dc-b6bb-2a8145d6ba0c/4541ddf1/20240530_councils_suishinkaigi_3bbf70e9_13.pdf

【こどもまんなか実行計画 2024 概要】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3bbf70e9-27d7-45dc-b6bb-2a8145d6ba0c/7f5559a7/20240530_councils_suishinkaigi_3bbf70e9_12.pdf

こども家庭庁ホーム>会議等>こども政策推進会議>こども政策推進会議（第 3 回）

◆ 教育・保育施設におけるプール活動・水遊び事故防止及び熱中症事故の防止について(こども家庭庁等事務連絡)

夏季においては、プール活動・水遊びの機会が増加する時期であり、水に関する重大事故や熱中症事故の発生が懸念されることから、必要な対策について、改めて各施設等に周知がなされ、各施設等において必要な取組が確実に実施されるよう、表記事務連絡が5月30日に発出されました。

各施設等における事故防止については、平成28年3月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)において示されています。



保育所・認定こども園等のプール活動・水遊びの開始時期に合わせて、ガイドライン（施設・事業者向け）中の注意すべきポイント等の記載事項を改めて確認し、事故防止対策を徹底するとともに、これからは気温の高い日が続くと予想されることから、熱中症事故の発生も懸念されるため、送迎用バス等への置き去り事案をはじめとした熱中症による重大事故の防止についても、対策を講じていくことが重要となります。

詳細は別添 PDF 資料をご確認ください。

画像：事務連絡より（Pwc コンサルティング合同会社「こどもの重大な事故を防ぐためのポイント」）

◆ 「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載について

現在、現況報告書等の届け出を行う「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の2024年度の運用が開始されています。

社会福祉法人においては、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられており、現況報告書に記載することが必要です。

WAM のリサーチレポート「2020 年度社会福祉法人の経営状況について」によると、保育主体法人の「地域における公益的な取組」の記載率は 56.9%でした。約 4 割の法人は記載していないことになります。

全社協・社会福祉施設協議会連絡会では、すべての社会福祉法人が地域における公益的な取り組みを確実に記載するためのリーフレットを作成しています。

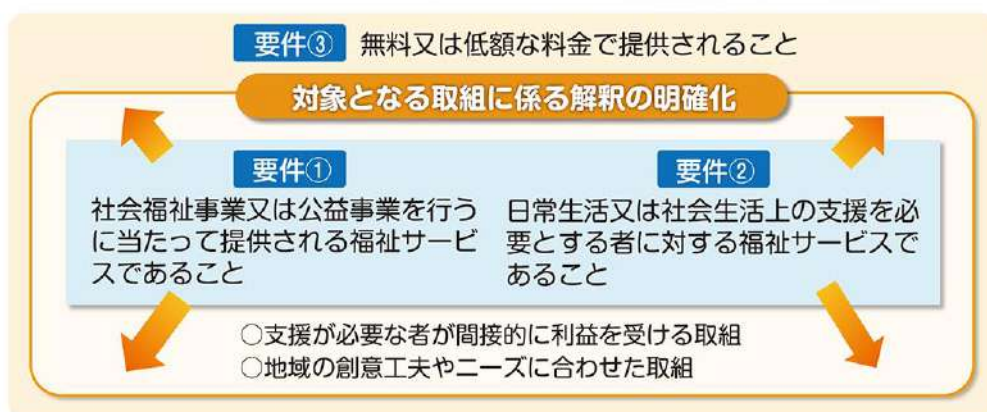
リーフレットにあるとおり、保育所等で実施している「実習生の受け入れ」や「地域の子育て家庭の相談支援」（園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談）なども「地域における公益的な取組」に該当します。令和 6 年度の現況報告書の提出（6 月末まで）に向け、「地域における公益的な取組」の記載を遺漏なきようお願いします。

施設種別の特性や専門性を活かした取組と 現況報告書への記載例	
貴法人・施設では必ずいずれかの取組を実施しているはずです！ 以下の取組例を参考に、現況報告書に記載してください。	
施設種別／取組例	現況報告書での分類
種別共通	
☒ 実習生の受け入れ 実習生や研修生等の受け入れによる福祉人材の育成	⑦地域住民に対する福祉教育
☒ 行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	⑨その他
☒ 複数法人連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
☒ 認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援	①地域の要支援者に対する相談支援
☒ 災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
保育所など	
☒ 地域の子育て家庭の相談支援 園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談	①地域の要支援者に対する相談支援
☒ 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援
☒ 子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するための サロン活動
社会的養護関係施設など	
☒ 施設退所者への継続的な支援 児童養護施設退所者への相談支援	①地域の要支援者に対する相談支援
☒ 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援

「地域における公益的な取組」の 解釈の明確化

- 平成30年1月23日の通知改正^(※)により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。
- 無料または低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含まれることとなりました。

(※) 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号/平成30年1月23日)



- この明確化により、例えば、
 - ・ 住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
 - ・ 住民ボランティアの育成
 - ・ 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
 - ・ 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会 等
 社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組も該当することになりました。

全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会

全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会

全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国社会福祉協議会 社会福祉施設協議会連絡会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-7819 FAX 03-3581-7928

事 務 連 絡
令和 6 年 5 月 30 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認 可 外 保 育 施 設 担 当 課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）担当課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

御中

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
消 費 者 庁 消 費 者 安 全 課

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止 及び熱中症事故の防止について

平素から教育・保育施設等（以下「各施設等」という。）における重大事故の防止について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

夏季においては、プール活動・水遊びの機会が増加する時期であり、水に関する重大事故の発生が懸念されます。

各施設等における事故防止については、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

（以下「ガイドライン」という。）において示しておりますが、ガイドラインが対象として念頭に置いている施設・事業を含めた各施設等（※）におけるプール活動・水遊びの開始時期に合わせて、ガイドライン（施設・事業者向け）中の注意すべきポイント等の記載事項を改めて確認し、事故防止対策を徹底していく必要があります。

また、これからは気温の高い日が続くと予想されることから、熱中症事故の発生も懸念されますので、送迎用バス等への置き去り事案をはじめとした熱中症による重大事故の防止についても、対策を講じていくことが重要です。

以上のことから、各地方公共団体等におかれましては、下記のとおりプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故を防止するために必要な対策について、改めて各施設等に周知していただくとともに、各施設等において必要な取組が確実に実施されるよう、適切に指導いただくようお願いします。

※ 本通知が対象とする「各施設等」とは、以下を指します。

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、放課後児童クラブ、児童館、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、障害児支援事業

記

1. プール活動・水遊びの事故防止

（1）監視体制の確保

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。

（2）職員への事前教育

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、こどものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」※ガイドライン2ページ

- 監視者は監視に専念する。
- 監視エリア全域をくまなく監視する。
- 動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。
- 規則的に視線を動かしながら監視する。
- 十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
- 時間的余裕をもってプール活動を行う。 等

(3) 緊急事態の対応等

施設・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行うこと。

2. 熱中症事故の防止

(1) 環境の整備等

熱中症事故は、命に係わる危険があるが、適切な環境の整備等を行うことで予防が可能であるため、以下のような点に留意すること。

- 活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。
 - 活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行うこと。
 - 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。
 - こどもが送迎用バス等に置き去りにされた場合、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことから、関係府省令等の改正により、
 - ・ 送迎用バスの運行に限らず、自動車への乗降車の際に点呼等の方法でこどもの所在を確認すること
 - ・ 送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いてこどもの降車の際に所在を確認することが義務化されたことを踏まえ、こどもの所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。
- なお、安全装置はあくまでヒューマンエラーを補完するものであることを踏まえ、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等を活用し、こどもの乗り降りの際、職員による点呼やこどもの顔を目視する等の方法により、置き去りを防ぐための所在確認を確実に実施すること。

(2) 各種活動実施に関する判断

熱中症事故の防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各施設等における危機管理マニュアルなどにおいて予め具体的に定め、職員間で共通認識としておくことが有効であり、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数(WBGT(湿球黒球温度): Wet Bulb Globe Temperature)を用いることが考えられる。

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認できる。

また、同サイトでは、「熱中症警戒アラート(熱中症の危険性が極めて高

くなると予測される際（暑さ指数が 33 を超える場合）に発令）」及び「熱中症特別警戒アラート（熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある際（暑さ指数が 35 を超える場合）に発令）」等も確認することができる。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であることに十分留意すること。

（３）こどもに対する声掛け

熱中症事故の防止に関して、こどもが自ら体調を意識し、必要な時には人に伝えられるようになるよう、以下のような事項を発達段階等に応じて適切に促すこと。

- 暑い日には帽子を着用するなどして日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装を避けること。
- 身体を動かして遊んだり、施設の外に出掛けたりする時は、こまめに水分を補給し休憩をとること。
- 体調がいつもと違うと感じた時には、すぐに職員に伝えること（発達段階等によって、伝え方が様々であることに留意すること。）。

３．参考事項

プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止については、別添「こどもの重大な事故を防ぐためのポイント（みずあそび、応急処置）」（令和５年度子ども・子育て支援調査研究事業、発行：PwC コンサルティング合同会社）のほか、参考となる資料を以下のとおり示しているので、各施設等の実状に応じた資料を活用して、事故防止に努めること。

【参考資料】

○ プール活動・水遊びの事故防止

- ・ 「プール活動・水遊び監視のポイント」 消費者安全調査委員会
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/pdf/teaching_material_200527_0001.pdf
- ・ 「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」 消費者安全調査委員会
～園長用～
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0001.pdf
～監視を担当する職員・スタッフ用～
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0002.pdf
- ・ 「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
公益財団法人 日本ライフセービング協会
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>
<事前学習> 監視の基本編
<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/pre-learning/monitoring.html>

○ 熱中症事故の防止

- ・ 「熱中症予防情報サイト」 環境省
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・ 「熱中症・水難事故防止関連情報」 文部科学省
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html>
- ・ 「Vol.626 早めの熱中症予防！症状が現れたら速やかな処置を！」
(令和5年5月8日付、こども安全メール from 消費者庁) 消費者庁
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230508/
- ・ 「熱中症の予防」パンフレット、ポスター等
独立行政法人日本スポーツ振興センター
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/337/Default.aspx#heat>
- ・ 「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」
内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

【問合せ先】

- **ガイドラインに関すること**
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- **保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係
[Tel:03-6861-0054](tel:03-6861-0054)
- **認可外保育施設に関すること**
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
[Tel:03-6858-0133](tel:03-6858-0133)
- **放課後児童クラブ、児童館に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
[Tel:03-6861-0303](tel:03-6861-0303)
- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
[Tel:03-6861-0224](tel:03-6861-0224)
- **地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
[Tel:03-6861-0519](tel:03-6861-0519)
- **障害児支援事業に関すること**
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
[Tel:03-6861-0063](tel:03-6861-0063)
- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園（幼稚園型）に関すること**
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室学校安全係
[Tel:03-6734-2966](tel:03-6734-2966)

みずあそび

のときにきをつけること

こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび

監視に専念していない

監視者・指導者を分けて配置していない

① 監視体制を確保しましょう

- 「専ら監視を行う者」と「指導等を行う者」を分けて配置し、役割分担を明確にする
- 十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動・水遊びの中止も選択肢とする

目立つ色の帽子
ビブスを着用

監視者は監視に専念

② 監視者は監視に専念し、 こどもから目を離さないようにしましょう

- 監視者は、片付け、こどもの相手など他の作業を行わない
(時間的余裕をもつ)
- 目立つ色の帽子などを身につける…誰が監視者であるか分かるようにする
- こどもに「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない・用を頼まない・一緒に遊んだりできない」ことを知らせておく
- エリア全域を見渡せる場所から定期的に視線を動かしながら監視する
- 動かないこどもや、集団から外れて動くなど不自然な動きをしているこどもを見つける

みずあそびのときにひそむリスク

- 過去に、監視役の先生が、遊具の片付けなど、ほかの作業を行っていて、ふと目を話したすきに、こどもがおぼれた事故が起きている
- 監視場所に近いところや、浅い場所など、一般に安全と思われる場所も、おぼれる可能性がある
- おぼれるときは、助けを求めたり、苦しくて暴れるといった反応とは限らず、静かにおぼれることも多いと言われている

応急処置

こどもの 重大な事故を防ぐための ポイント ねる・たべる・みずあそび

もしこどもの窒息などが起きてしまったら
突然心臓が止まったり、おぼれたりした場合、
一刻も早い手当が必要ですよ。
すぐに**119番・応急処置**を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫(心臓マッサージ)



強さ 胸の厚さが3分の1くらい沈む強さ

速さ 1分間に100～120回

幼児 胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す

乳児 左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押す

背部叩打法



幼児 こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く

乳児 片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法



片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかり支える。
心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法



後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫
(※幼児のみ、乳児は除く)

参考資料



こども家庭庁
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/>



こども家庭庁
乳幼児突然死症候群 (SIDS) について
<https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/>



消費者庁
食品による子どもの窒息・誤嚥(ごえん) 事故に注意!
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/



政府広報オンライン
窒息事故から子どもを守る
※玩具や食べ物などによる窒息のメカニズム・事故が起きてしまった際の対処法を解説
<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg16245.html>



こども家庭庁
こどもの事故防止ハンドブック
<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook>



消費者庁
幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

監修

令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究事業」検討委員会

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

ー今号の目次ー

- ◆ 令和6年度「公立保育所・公立認定こども園等トップセミナー」8月1日まで参加受付中

◆ 令和6年度「公立保育所・公立認定こども園等トップセミナー」8月1日まで参加受付中

全国保育協議会では、「公立保育所・公立認定こども園アクションプラン（第五次）」を令和4年6月に策定し、公立保育所・公立認定こども園および保育行政関係者が、子ども家庭福祉に携わる公務員として、地域全体の保育の「質」の確保・向上や、子どもの育ちの保障をめざす必要があることをあらためて確認しています。

公立保育所・公立認定こども園等や保育行政関係者が、さまざまな制度動向や社会情勢等を踏まえて求められる役割や使命をあらためて確認し、その具体的実践の方向性について研究協議を深めることを目的に「公立保育所・公立認定こども園等トップセミナー」を開催します。私立の方もご参加いただけますので、ぜひご参加ください。

Webセミナー

公立保育所・公立認定こども園等トップセミナー

● 配信日時・方法

	リアルタイム配信	オンデマンド配信
日時	令和6年8月28日（水）	令和6年9月4日（水）～25日（水）
対象 プログラム	プログラムⅠ	プログラムⅠ～Ⅳ（※プログラムⅠは8月28日リアルタイム配信の見逃し配信）
配信方法	Zoom	クラウドリーム

- 受講料・定員
 - ・会員 8,000 円／会員ではない方 13,000 円
 - ・定員 400 名

- 申込方法

下記 URL 記載の参加申込サイトよりお申し込みください。

・申込締切 令和 6 年 8 月 1 日 (木) (※定員(400 名)になり次第、締切)

・サイト URL <https://www.mwt-mice.com/events/zenhokyo240828/login>

参加申込サイト



- リアルタイム配信(8/28 13:25～15:35)

多様化する保育ニーズへの対応に取り組む公立保育所や行政担当課に事例報告をいただき、地域で求められる役割等について、東京都市大学准教授の園田巖氏に総括をいただきます。

プログラムⅠ．公立保育所・公立認定こども園等が担う役割を考える ～多様化する保育ニーズへ対応するために～	
● 講義＋総括	東京都市大学 准教授 園田 巖 氏
● 事例報告 1 配慮を要する子どもへの支援	滋賀県草津市子ども未来部 幼児課
● 事例報告 2 外国にルーツを持つ子どもと保護者への支援	広島県広島市 基町保育園

※プログラム（リアルタイム配信）終了後には参加者間での情報交換・情報共有の機会を設けております。

- オンデマンド配信(9/4～9/25)

【プログラムⅠ】 事例報告と総括	● 公立保育所・公立認定こども園等が担う役割を考える ～多様化する保育ニーズへ対応するために～ ※上記リアルタイム配信の見逃し配信	
【プログラムⅡ】 行政説明	● 保育をめぐる国の動向 ー 公立保育所・公立認定こども園等を取りまく状況について ー	こども家庭庁（予定）
【プログラムⅢ】 基調報告	● 全国保育協議会の取り組み	全国保育協議会 会長 奥村 尚三
【プログラムⅣ】 講義①	● 自然災害時に求められる公立保育所・公立認定こども園等の役割	宮城学院女子大学 教授 足立 智昭 氏
【プログラムⅤ】 講義②	● これからの魅力ある職場づくりと人材育成	洗足こども短期大学 教授 井上 眞理子 氏

詳細は開催要項をご覧ください。

開催要項

- ・開催要項（PDF データ）

https://www.zenhokyo.gr.jp/cms/wp-content/uploads/2024/06/240617_topseminar.pdf



全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆「経済財政運営と改革の基本方針 2024(骨太の方針 2024)」が閣議決定される・・・1
- ◆「規制改革実施計画」が閣議決定される・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ◆ 通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出される(こども家庭庁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- ◆ 事務連絡「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について」が発出される(こども家庭庁)・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- ◆ 弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い(日本眼科学会等)・・・・・・・・・・7

◆「経済財政運営と改革の基本方針 2024(骨太の方針 2024)」が閣議決定される

令和6年6月21日、「経済財政運営と改革の基本方針 2024～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～」(骨太の方針 2024)が同日開催の経済財政諮問会議^{※1}を経て、閣議決定されました。(※1 第9回経済財政諮問会議・第29回新しい資本主義実現会議合同会議)

「骨太の方針」は、国の重要課題や翌年度予算編成の基本的姿勢、政権として力を注ぐ政策の方向性を示すもので、毎年6月ごろに策定されます。決定された「骨太の方針」に基づき、その後の政策や予算編成が進められます。

「骨太の方針 2024」における、子どもをめぐる政策として、「こども未来戦略」や「こども大綱」、「こどもまんなか実行計画 2024」に基づき、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現し、その結果として、少子化の流れを変え、社会経済の持続可能性を高めていくとしています。

また、そうした施策の実施にあたっては、数値目標を含めた指標を活用して PDCA を推進するなど、EBPM^{※2}を確実に実行し、ワイズスペンディング^{※3}につなげるとしています。

※2 Evidence Based Policy Making …エビデンス（合理的根拠）に基づく政策立案

※3 wise spending（賢い支出）…政策効果が乏しい歳出を削減し、政策効果の高い歳出に転換すること

こども政策に関しては、「加速化プランの着実な実施」「こども大綱の推進」が挙げられています。「加速化プランの着実な実施」については、経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に取り組むとされ、それらの財源として、徹底した歳出改革等を進めるとともに、実質的な負担を生じさせずに 2026 年度から子ども・子育て支援金制度を導入するとしています。

また、「こども大綱の推進」については、「はじめの 100 か月の育ちビジョン」に基づく幼児期までの育ちの質の向上、保育現場の負担軽減を図りつつ、人口減少地域における施設の多機能化等を通じた保育機能の維持も含めて、「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の在り方を早急に示すとされました。

第 4 章の「当面の経済財政運営と令和 7 年度予算編成に向けた考え方」においては、当面の経済財政運営として、「まずは、春季労使交渉による賃上げの流れを中小企業・小規模事業者、地方等でも実現し、医療・介護など、公的価格に基づく賃上げ、最低賃金の引き上げを実行する」とされています。さらに、令和 7 年度予算編成に向けた考え方として、「③持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速（略）等により、メリハリの効いた予算編成とする」とされています。

詳細な内容は下記ホームページからご確認ください。

【経済財政運営と改革の基本方針 2024】

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2024/decision0621.html>

内閣府ホーム＞内閣府の政策＞経済財政政策＞経済財政諮問会議＞経済財政諮問会議の取りまとめ資料＞経済財政運営と改革の基本方針＞経済財政運営と改革の基本方針 2024

◆「規制改革実施計画」が閣議決定される

令和 6 年 6 月 21 日、「規制改革実施計画」が閣議決定されました。

「規制改革実施計画」は、国内外の情勢変化のスピードが一層増すなかにおいて、その時々にあった規制の在り方を模索し、規制改革を推進していくため、「規制改革推進会議」

において検討され、定められた計画です。

今回の「規制改革実施計画」では、「**介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等**」が挙げられ、下記のような取り組みを実施するとされています。

高齢化とともに、人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、サービスの中断・停止等を回避するためには、**介護・保育・障害福祉分野の事業者(社会福祉法人を含む。以下「事業者」という)の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継が必要**。



協働化や合併、事業譲渡等の手段は多様で、どの手段を選択し、必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは事業者の経営判断で行われるものだが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。



一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。

- ・ 事業者の合併、事業譲渡等に関して、肯定的に捉えていない地方公共団体がある。
- ・ 事業者にとって、公開情報で知り得る例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。
- ・ 事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、児童福祉法等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題。
- ・ 合併、事業譲渡等に関して事例が少ないため、知見が乏しく、許認可の手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。
- ・ 地方公共団体による不適切なローカルルールがある場合には、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。

以上を踏まえ、事業者の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。



a こども家庭庁及び厚生労働省は、合併、事業譲渡等の事例及びその内容についての情報収集を容易にすることで、事業者自らの経営力強化等の選択肢として、合併、事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、地方公共団体が否定的に捉えるべきものでは

令和 6 年度
検討開始、令
和 7 年度ま
でに措置

ないことを明確化し、不適切なローカルルールによる事業者の負担増を回避するため、<u>事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する。</u>	
b 厚生労働省は、社会福祉法人の予見性向上並びに社会福祉法人及び地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体の実態も踏まえつつ、<u>厚生労働省が令和 2 年 3 月に策定した合併・事業譲渡等マニュアルを見直し、公表する。</u>その際、（中略）社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、簡略化（事業所の職員に変更がない等、実質的に継続して運営されると認められる場合における手続及び提出書類を不要又は省略可能とすることを含む。）も検討し、その結果を踏まえ、当該マニュアルに記載することで事務負担の軽減を図るものとする。	令和 6 年度 検討開始、令和 7 年度までに措置
c こども家庭庁及び厚生労働省は、保育事業者が児童福祉法等の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等について、事業者の事務負担軽減の観点から、<u>標準様式及び標準添付書類を作成し、事業者が全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずる。</u>（中略） なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない	令和 7 年度 までに措置
d こども家庭庁及び厚生労働省は、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に係る地方公共団体によるローカルルールについて、事業者の手続負担を軽減し、合併、事業承継等を円滑化する観点から、<u>地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等を整理し、公表する。</u>（後略）	令和 7 年度 までに措置
e 略	
f 略	

詳細な内容は下記ホームページからご確認ください。

【規制改革実施計画】

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_plan.html

内閣府ホーム＞活動・白書等＞審議会・懇談会等＞規制改革＞実施計画・答申・意見書等＞『規制改革実施計画』

◆ 通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出される(こども家庭庁)

令和 6 年 6 月 25 日、通知「保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて」が発出されました。

これは、下記の経緯および趣旨により発出されたものです。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、令和 5 年 4 月の通知「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について」において、保育所等における常勤保育士および短時間保育士の定義が示された。

常勤保育士

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る）に達している者
- ② ①以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する者

短時間勤務の保育士

上記①②のいずれにも該当しない者



一方で、「育児・介護休業法」第 23 条第 1 項に規定する「育児のための所定労働時間の短縮措置」は、1 日の所定労働時間を原則として 6 時間とする措置を含むものとしなければならないとされている。

この規定に基づき、1 日の所定労働時間を 6 時間とするとともに、月 20 日勤務する場合は、令和 5 年通知で定める「常勤保育士」に該当する。

しかし、個々の保育所等の独自の取り組みとして、1 日の所定労働時間を 6 時間未満としている保育所等もあり、その場合は令和 5 年通知で定める「常勤保育士」としての所定労働時間を下回ることになる。



一定の経験を有する保育士が、育児や介護等により所定労働時間を短縮している期間も就労を継続することを可能とすることや、それによる保育の質の向上を目的として、1 日の所定労働時間が 6 時間未満である保育士に関して、最低基準上における定数上の取扱いを示す。



勤務時間短縮保育士の定義について

「勤務時間短縮保育士」とは、保育所等において常勤保育士として就労してきた保育士であって、おおむね 10 歳未満のこどもの子育て、家族の介護その他都道府県※が適当と認める事由のため、当該保育所等における 1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間未満となる者をいうものとする。

※ 小規模保育事業所 A 型、B 型及び事業所内保育事業所については市町村とする。

最低基準における定数上の保育士の取扱いについて

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたって保育できる常勤保育士をもって確保することが原則であり、望ましい。

しかし、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合で、次の条件のすべてを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に勤務時間短縮保育士を充てても差し支えない。

- (1) 常勤保育士が各組・各グループに 1 名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が 2 名以上の場合は、1 名以上ではなく 2 名以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育士に代えて勤務時間短縮保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

詳細は別添 PDF をご確認ください。

◆ 事務連絡「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について」が発出される(こども家庭庁)

令和6年6月14日、表記事務連絡が発出されました。

これは、教育・保育施設等における散歩等の園外活動は、幼児が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会として重要な活動であり、痛ましい交通事故を発生させないための安全管理の徹底について周知するものです。

詳細は別添 PDF をご確認ください。

◆ 弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い(日本眼科学会等)

日本眼科学会、日本眼科医会、日本小児眼科学会、日本弱視斜視学会、日本視能訓練士協会は、令和5年10月12日、「幼稚園、保育所、認定こども園の皆様へ ～弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い～」を公表しています。

子どもの目の機能(視力など)は、生後から3歳までに急速に発達し、6～8歳までにほぼ完成します。ところがこの時期に視力の成長を妨げる要因があると視力の発達が停止し、その後いくら眼鏡をかけても十分な視力が得られません。これを「弱視」と言い、約50人に1人程度と言われています。

弱視にはさまざまな原因がありますが、視力が発達する時期に眼鏡を常用するなどの治療で、多くの場合、就学時までにより視力が獲得できます。また、斜視の治療に眼鏡装用が必要な場合があります、眼鏡をかけることで目の位置が安定し、両眼で物を立体的に見る機能も育ちます。

将来にわたって良い視機能を得る大切な治療用具である眼鏡をしっかりとけることについて、理解を呼びかけるものです。

詳細は別添 PDF をご確認ください。



こ 成 保 6 6 6
令和 6 年 6 月 25 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

保育所等における勤務時間短縮保育士の定義及び取扱いについて（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」（令和 5 年 4 月 21 日付けこ成保発 21 こども家庭庁成育局長通知。以下「令和 5 年通知」という。）において、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）における常勤保育士及び短時間保育士の定義をお示ししてきました。今般、保育士の柔軟な働き方を可能とし、育児・介護等と就労の両立を支援する観点から、最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたり保育できる常勤保育士であることが原則であるとの考え方は維持しつつ、これまで常勤保育士として就労してきた保育所等において就労を希望するものの、育児・介護等により、1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間未満となる保育士（以下「勤務時間短縮保育士」という。）の定義及び最低基準における定数上の取扱いについてお示しますので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 趣旨について

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項に規定する「育児のための所定労働時間の短縮措置」については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第74条において、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含むものとしなければならないと規定されている。

この規定に基づき、保育士の1日の所定労働時間を6時間とするとともに、月20日勤務する場合、令和5年通知で定める「常勤保育士」に該当することになる。

他方、個々の保育所等の独自の取組として、1日の所定労働時間を6時間未満としている保育所等もあるが、こうした独自の取組により、1日の所定労働時間が6時間未満となった保育士については、令和5年通知で定める「常勤保育士」としての所定労働時間を下回ることになる。

一定の経験を有する保育士が、育児や介護等により所定労働時間を短縮している期間中も就労を継続することを可能とすることや、それによる保育の質の向上を目的として、1日の所定労働時間が6時間未満である保育士に関して、最低基準における定数上の取扱いをお示しするものである。

2. 勤務時間短縮保育士の定義について

「勤務時間短縮保育士」とは、保育所等において常勤保育士として就労してきた保育士であって、おおむね10歳未満のこどもの子育て、家族の介護その他都道府県（小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型及び事業所内保育事業所については市町村とする。）が適当と認める事由のため、当該保育所等における1か月に勤務すべき時間数が120時間未満となる者をいうものとする。

3. 最低基準における定数上の保育士の取扱いについて

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保護者との連携を十分に図るためにも、

今後とも最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたって保育できる常勤保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件の全てを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に勤務時間短縮保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。
- (2) 常勤保育士に代えて勤務時間短縮保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

4. 留意すべき事項

- (1) 保育所等の長は、職員会議等を通じて職員間の情報共有及び連携を十分に図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第48条の4第3項の規定により保育士に資質向上に係る努力義務が課されていること等に鑑み、勤務時間短縮保育士のライフスタイルにも配慮しつつ、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。利用児童に対し、安定的に保育を提供する観点から、同一の組・グループに対して、日によって異なる勤務時間短縮保育士を配置することは適切ではないこと。あわせて、常勤職員など一部の職員に業務の負担が偏ることがないように、周辺業務の効率化や分担を含めた保育所全体としての業務マネジメントが行われるよう留意すること。

また、保育所等の長は、同一の組・グループを担当する常勤保育士と勤務時間短縮保育士が共同で指導計画及び保育の記録を作成することを通して、一貫した保育の提供及び保護者支援を可能とする機会を確保することや、保育士の交替に当たって、引継ぎを適切に行うための時間を確保することなど、利用児童に対する保育の質の確保や適切な保護者支援の実施に努めること。

- (2) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）や雇用保険法（昭和49年法律第116号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。また、例えばグループの担任を務める勤務時間短縮保育士の待遇に関し、同一労働

働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤保育士の待遇との間に差を設けないなど、勤務時間短縮保育士と常勤保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。

- (3) 児童福祉法第 48 条の 4 第 1 項の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めること。
- (4) 各都道府県知事及び各市町村の長は、管内の保育所等における 3. の適切な運用について、児童福祉法に基づき実施する指導監査において確認を行うこと。指導監査の実施に当たり、特に確認すべき事項としては、例えば、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法規の遵守状況の確認に際して、勤務時間短縮保育士に対する処遇の適正性を確認することや、指導計画等の作成に当たり、同一の組・グループを担当する勤務時間短縮保育士が共同で指導計画等を作成する機会が担保されているかを確認することが考えられること。
- (5) 過去 3 年間の指導監査において、都道府県知事及び市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、3. の適用を認めないこととすること。
- (6) 当該通知は、最低基準上の保育士定数に充てられる勤務時間短縮保育士の取扱いについてお示しするものであるが、勤務時間短縮保育士に係る公定価格の充足すべき職員数の算定方法については、留意事項通知でお示ししている常勤以外の職員を配置する場合と同様に、各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の 1 か月の勤務時間数に達しない者として、常勤換算を行うこととすること。

＜常勤換算値を算出するための算式＞

常勤以外の職員の 1 か月の勤務時間数の合計

÷ 各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の 1 か月の勤務時間数 = 常勤換算値(小数点以下の端数処理を行わない)

なお、上記公定価格の取扱いについては、今般、本通知の発出にあわせてお示しすることとしたところであるが、これと異なる取扱いを行ってきた地方公共団体においては、今後、この取扱いに基づき運用していただくよう、管内の施設等に周知及び指導いただくこと。ただし、取扱いの変更に伴い現場の実務に生じる影響に鑑みやむを得ない場合に限り、当該異なる取扱いによる運用でも差し支えないものとして取り扱うこととするが、できる限り早期に上記取扱いに移行すること。

以上

【添付資料】

- ・(別紙 1)「保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）」
(令和 5 年 4 月 21 日付けこ成保発 21 こども家庭庁成育局長通知)

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
公定価格担当室給付第一係

別紙 1

こ 成 保 2 1

令和 5 年 4 月 21 日

各都道府県知事
各指定都市市長 殿
各中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 19 日付け子発 0319 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「令和 3 年通知」という。）において、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）における短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、保育士の勤務形態の多様化に対応し、保育士確保を円滑に行う観点から、最低基準上の保育士定数は、こどもを長時間にわたり保育できる常勤の保育士であることが原則であるとの考え方は維持しつつ、短時間勤務の保育士の定義を見直し、併せて常勤の保育士の定義を明確化しましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 常勤の保育士及び短時間勤務の保育士の定義について

最低基準における定数上の保育士について、「常勤の保育士」とは、次に掲げる者をいい、「短時間勤務の保育士」とは次のいずれにも該当しない者をいうものとする。

- ① 当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者
- ② 上記以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの

2 その他

本通知に伴い、令和 3 年通知の一部を別紙のとおり改正する。

以上

【添付資料】

- ・（別紙 1）「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 19 日付け子発 0319 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の一部改正【新旧対照表】
- ・（別紙 2）「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」（令和 3 年 3 月 19 日付け子発 0319 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の一部改正【改正後全文】

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて 新旧対照表 (下線部：変更箇所)

改正後	現行
都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中 核 市 子発 0319 第 1 号 令和 3 年 3 月 19 日 <u>一部改正</u> <u>こ 成 保 21</u> <u>令和 5 年 4 月 21 日</u> 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)	都道府県 各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿 中 核 市 子発 0319 第 1 号 令和 3 年 3 月 19 日 厚生労働省子ども家庭局長 (公 印 省 略)
保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて 保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号) (以下「最低基準」という。) で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 10 年通知」という。) において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定	保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて 保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和 23 年厚生省令第 63 号) 及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号) (以下「最低基準」という。) で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 10 年通知」という。) において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定

数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの）以外の者。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。 これに伴い、平成 10 年通知は、令和 3 年 3 月 31 日限りで廃止することとします。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。	数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（1 日 6 時間未満又は月 20 日未満勤務する保育士をいい、各施設・各事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務する保育士を含む。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いします。 これに伴い、平成 10 年通知は、令和 3 年 3 月 31 日限りで廃止することとします。 なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。
--	---

(略)

記

(略)

記

(別紙2)

子 発 0319 第 1 号

令 和 3 年 3 月 19 日

一部改正

こ 成 保 2 1

令 和 5 年 4 月 21 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて

保育施策の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（以下「最低基準」という。）で規定されている定数上の保育士の取扱いに関し、これまで「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成 10 年 2 月 18 日付け児発第 85 号厚生省児童家庭局長通知。以下「平成 10 年通知」という。）において、短時間勤務の保育士の取扱いをお示ししてきました。今般、最低基準上の保育士定数は常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいという前提の下で、常勤の保育士の確保が困難であることにより、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型、小規模保育事業所 B 型及び事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）に空き定員があるにもかかわらず待機児童が発生している場合に限り、暫定的な措置として、短時間勤務の保育士（常勤の保育士（当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1 か月に勤務すべき時間数が 120 時間以上であるものに限る。）に達している者又は当該者以外の者であって、1 日 6 時間以上かつ月 20 日以上勤務するもの）以外の者。以下同じ。）が従事する業務に関する特例的な対応を取っても差し支えないこととするなど、短時間勤務の保育士に関する取扱いを下記のとおり改めて整理し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遺漏なく周知し、適切に運用いただくようお願いいたします。

これに伴い、平成 10 年通知は、令和 3 年 3 月 31 日限りで廃止することとします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所等の利用児童数が年々増加する中で従来にも増して保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所等本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童に対する保育の質の確保が図られる場合であって、次の条件の全てを満たすときには、最低基準上の保育士定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること。

ただし、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。その際、当該市町村においては、上記の判断に当たり管内の保育関係者と認識の共有を図るとともに、当該保育所等において、適切に常勤の保育士の募集等常勤の保育士を確保するための取組を行っていることを確認すること。常勤の保育士の募集を適切に実施しているかを確認する際には、例えば、当該保育所等に勤務する常勤の保育士よりも著しく低い処遇水準での募集が行われていないことや、ハローワークや職業紹介事業者等を通じ広く求人活動を一定期間行っていることその他適切な方法により募集を行っていることを確認することが考えられること。

なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上（乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていることが原則であり、望ましいことに変わりはないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記ただし書きの取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。

- (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

2. 留意すべき事項

- (1) 保育所等の長は、職員会議等を通じて職員間の情報共有及び連携を十分に図ると

ともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 48 条の 4 第 2 項の規定により保育士に資質向上に係る努力義務が課されていること等に鑑み、勤務形態を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。

特に、1（1）ただし書きの場合にあっては、複数の保育士が同一の組・グループの保育を共同で行うことが想定されることから、同一の組・グループを担当する短時間勤務の保育士が共同で指導計画及び保育の記録を作成することを通して、一貫した保育の提供及び保護者支援を可能とする機会を確保することや、保育士の交替に当たって、引継ぎを適切に行うための時間を確保することなど、利用児童に対する保育の質の確保や適切な保護者支援の実施に努めること。なお、利用児童に対し、安定的に保育を提供する観点から、同一の組・グループに対して、日によって異なる短時間勤務の保育士を配置することは適切ではないこと。あわせて、常勤職員など一部の職員に業務の負担が偏ることがないように、周辺業務の効率化や分担を含めた保育所全体としての業務マネジメントが行われるよう留意すること。

- （2） 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成 5 年法律第 76 号）や雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。また、例えばグループの担任を務める短時間勤務の保育士の待遇に関し、同一労働同一賃金の観点から、同じくグループの担任を務める常勤の保育士の待遇との間に差を設けないなど、短時間勤務の保育士と常勤の保育士との間で不合理な待遇差を設けないこと。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所等にあっても導入しない保育所等と同様の保育単価とする取扱いとしている。
- （3） 児童福祉法第 48 条の 4 第 1 項の規定に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めること。
- （4） 各都道府県知事及び各市町村の長は、管内の保育所等における 1（1）ただし書きの適切な運用について、児童福祉法に基づき実施する指導監査において確認を行うこと。指導監査の実施に当たり、特に確認すべき事項としては、例えば、職員の確保及び定着化についての取組並びに労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等関係法規の遵守状況の確認に際して、常勤の保育士を確保するための取組の状況や、短時間勤務の保育士に対する処遇の適正性を確認することや、指導計画等の作成に当たり、同一の組・グループを担当する短時間勤務保育士が共同で指導計画等を作成する機会が担保されているかを確認することが考えられること。その際、常勤の保育士を確保するための取組の状況については、1（1）ただし書きの適用に当たり、当該状況の確認を行っている市町村と、情報の共有を行うこと。
- （5） 過去 3 年間の指導監査において、都道府県知事及び市町村の長から勧告や改善命令を受けている保育所等については、1（1）ただし書きの適用を認めないこととする。

事務連絡
令和6年6月14日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室) 御中
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保について

平素から教育・保育施設等における安全管理の徹底について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

教育・保育施設等（以下、「施設等」という。）における交通安全の確保については、痛ましい交通事故を発生させないための安全管理の徹底について、格別の御尽力をいただいているところです。

施設等における散歩等の園外活動は、幼児等が身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動です。

園外活動が、交通安全に十分配慮した上で行われるよう、下記について、所管する施設等に周知徹底を図るようお願いします。

記

1 園外活動時の安全管理に関する取組の徹底について

「保育所等における園外活動時の留意事項について」（令和元年6月21日

付け事務連絡)により、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」や当該留意事項の別紙1「散歩時の安全管理の取組(例)」をお示ししているので、これらを参考に、園外活動を行う際の安全管理に関する取組を、改めて徹底していただきたいこと。【別添1、2参照】

また、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について」(令和元年6月18日付け通知)に基づき、未就学児が日常的に集団で移動する経路(以下、「経路」という。)の緊急安全点検を実施し、交通安全対策を推進しているが、緊急安全点検以降、施設等の新設・移転がある場合や、散歩コースの追加がある場合等で、安全点検を実施していない経路がある場合は、施設等において確実に安全点検を実施し、交通安全の観点から危険があると認められる箇所(例：見通しが悪い場所、交通量の多い交差点等)については、経路の見直し等の対策を講じること。

なお、今後、安全点検の実施状況を調査する可能性があるので、ご承知おきいただきたいこと。

2 幼児等に対する交通安全教育の推進について

幼児等に対する交通安全教育については、第11次交通安全基本計画において、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標としているところである。

施設等においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うこと。

これらを効果的に実施するため、例えば、紙芝居や視聴覚教材等を利用したり親子で実習したりするなど、分かりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、教職員の指導力の向上及び教材・教具の整備を推進すること。

3 園外活動時の安全管理に関する各種事業の活用について

こども家庭庁においては、

- 保育所等において、ICTを活用したこども見守りサービス(GPSやBluetoothを活用したシステム等)などの安全対策に資する機器等を導入するための経費(保育環境改善等事業、障害児安全安心対策事業)
- 保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者(いわゆる「キッズ・ガード」)が、散歩等の園外活動時において、散歩

の経路、目的地における危険個所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う活動を支援する経費（保育体制強化事業）

- 園外活動時を含め、保育所等における安全対策のための研修の開催や巡回支援指導員の配置を支援する経費（保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業）

により、園外活動時の安全管理を推進するための経費補助を行っているので、地方自治体及び施設等において、これらの事業の活用を積極的に検討していただきたいこと。【別添3～6参照】

【問合せ先】

- 当該事務連絡に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
Tel:03-6858-0183
- 保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び認定こども園に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
Tel:03-6858-0058
- 認可外保育施設に関すること
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
Tel:03-6858-0133
- 児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスに関すること
こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
Tel:03-6861-0063
- 幼稚園及び特別支援学校に関すること
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室交通安全・防犯教育係
Tel:03-6734-2695

保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項

保育所等における散歩等の園外活動は、保育において、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな経験を得る機会を設ける上で重要な活動である。

この園外活動が、安全に配慮された上で積極的に行われるよう、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）及びその解説において示している内容とあわせ、安全管理に関する留意事項を以下のとおりお示しする。

1. 保育所等における園外活動について

- 保育所等において、散歩等の園外活動を行うことは、子どもが身近な自然や地域社会の人々の生活に触れ、豊かな体験を得る機会を設ける上で重要である。
- 園外活動を行う際には、子どもの発達やその時々の状態を丁寧に把握し、一人一人の子どもにとって無理なく充実した体験となるよう、指導計画に基づいて実施することが重要である。
- この上で、園外活動の際には、公園等の目的地や保育所等までの移動時も含めて、安全に十分配慮することが必要となる。
- 子どもの発達によって、身体の大きさ・運動能力・視野等の周囲の状況の認知の特性、交通ルールの理解等は変わってくる。園外活動の計画時、実際の活動時を通じて、乳幼児の特性を踏まえた対策をとることが重要である。

2. 園外活動における具体的な安全管理の取組

（安全に園外活動を行うための取組）

- 園外で活動する場合、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、子どもの発達や活動場所等の特性に応じた安全管理が必要となる。目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。
- ※ 園外活動における具体的な安全管理の取組の例として、特に保育所等で日常的に行われる散歩時の安全管理の取組（例）を別紙 1 に示す。
- なお、遠足等の園外活動を行う際も、同様に子どもの安全管理に留意することが重要である。

- 事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて明確にし、全職員の協力体制の下、日常的な安全点検や安全に関する指導等を積み重ねていくことが重要である。また、あと一步で事故になるところであったというヒヤリ・ハット事例を記録、分析し、事故予防対策に活用することが大切である。

(事故発生時の対応に関する日常の備え)

- 事故が実際に発生してしまった際に適切な対応を行えるよう、緊急時に職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアルを作成し、全職員の共通理解を図る。さらに、職員に対する救急救命講習や、事故対応に関する実践的な訓練及び園内研修の機会を設けるなど、事故発生時の対応についても、日頃より取組を行うことが重要である。
- 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を、保護者や消防、警察、医療機関等の関係機関との間で整えておく。緊急時に協力や援助を仰げるよう、日頃から地域の中で様々な機関や人々と関係を築いておくことも大切である。

※ 園外活動を含む保育所等での事故防止及び事故発生時の対応については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月)も合わせて確認すること。

・「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～」(平成 28 年 3 月)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/03f45df9-97e1-4016-b0c3-8496712699a3/39b6fd36/20230607_policies_child-safety_effort_guideline_02.pdf

(子どもに対する安全の指導)

- 子どもが交通安全の習慣(例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認すること等)を身に付けることができるよう、日常生活における具体的な体験を通して、交通ルール(信号に従った行動、横断歩道の使用等)に関心をもたせるなど、年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うことが求められる。この際には、地域の関係機関と連携して、子どもが交通安全について学ぶ機会を設けるなど指導の工夫を図るとともに、家庭においても交通安全の習慣を身に付けられるよう、保護者との連携を図ることが重要である。

散歩時の安全管理の取組（例）

（１）事前準備

- 散歩の経路、目的地における危険箇所の確認
 - ・交通量、道路設備、工事箇所等を確認し、事故の危険がある場所の確認を行う。
 - ・また、危険な動植物と接触する可能性がある場所、不審者との遭遇に注意すべき場所についても確認を行う。
 - ・特に、日常的に目的地としていない場所や、前回訪れた際から間隔が空いた場所については、事前の下見を行う。また、経路に変更がないとしても、工事等により危険箇所が新たに発生する場合もあることに留意する。
 - ・確認した箇所については、記録を付け、他の職員への情報の共有につなげる。
- 危険箇所等に関する情報の共有
 - ・危険箇所の確認を通じて得られた情報を全職員で共有し、認識の共有を図る。
 - ・認識の共有に当たっては、危険箇所の一覧表や散歩マップ（目的地までの想定経路、病院・交番・AED 設置場所等の情報を含む。）の作成、現地の写真の活用等の工夫を行うことが考えられる。
 - ・また、保育所等の周辺の安全に関する情報を、保護者や地域住民、関係機関と共有することも重要である。
- 散歩計画の作成（※散歩計画の例は別紙 2 参照）
 - ・散歩の目的地、ねらい、行程（時刻、経路、所要時間）、子どもの人数、引率者等について計画を作成する。
 - ・この際には、共有された危険箇所を元に、安全な目的地や経路を設定する。
 - ・子どもの年齢・人数に応じた職員の配置、位置関係、引率を適切に行うために必要な職員間の役割分担を確認する。

（２）出発前

- 天気、職員体制、携行品等の確認
 - ・当日の天気を確認する。天気にあわせた持ち物等の準備が必要かについても確認する。
 - ・事前に作成した散歩計画に、当日の状況（天気、子どもの人数、引率者）を反映する。
 - ・職員間で安全対策や子どもに関する事項について、情報共有を行い、役割分担

を確認する。

- ・必要な携行品を所持しているか、また、適切に作動するかについて確認を行う。

携行品については、必要に応じて、複数職員で携行する。

※ 携行品の例：救急用品、携帯電話、緊急連絡先リスト、子どもの名簿、
防犯ブザー、ホイッスル、筆記用具等

※ 園ごとの状況に応じ、必ず携行する持ち物、状況に応じて携行する持ち物を整理しておくことも重要。

- ・ベビーカーや散歩バギーの乗車時の安全確認を行う。ブレーキやタイヤの点検を行うとともに、ベルトの使用や適正な乗車人数等、適切な使用方法について確認する。

○ 子どもの状況等の確認

- ・子どもの健康状態を確認の上、散歩参加の可否を判断し、実際に散歩を行う子どもの人数を確認する。
- ・個別に配慮が必要な子どもの有無について確認する。
- ・迷子等の緊急時に備え、出発時の子ども全員の服装を確認する。必要に応じてカメラによる撮影等を行い記録する。
- ・子どもの服装について、安全性、体調、天気や気温等への配慮（裾を踏んで転倒したり、フード等が遊具等に絡まったりひっかかったりする恐れがないか、暑すぎたり寒すぎたりしないか等）といった観点から確認し、衣服の調節を行う。

○ 保育所等に残る職員等に対する情報共有

- ・出発する前に、散歩計画に実際の出発時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩に出発した旨を共有する。

（３）道路の歩き方

○ 道路を歩く際の体制・安全確認等

- ・車道の歩行は避け、歩道の白線の内側、ガードレールの内側を歩く。
- ・職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、職員は子どもより車道側に位置し、子どもが車道から遠い側を歩く等のルールを決め、移動する。
- ・交差点、歩道の切れ目、曲がり角、一時停止場所等では、一時停止し、安全確認を行う。
- ・交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する。また、ガードレールの有無等の状況について注意を払う。
- ・道路や踏切の横断時には、特に安全確保に注意を払い、職員の位置取りや子ども

ものの列の組み方、横断に必要な時間等に注意を払う。

- ・ベビーカー等を使用する際には、指、腕、頭を挟んだり、ぶつけたりしないよう注意する。また、停止時にはブレーキがかかっていることを確認する。
- ・常に道路周囲の状況、危険物、障害物の有無を確認し、駐車中の車・バイク等、動植物、落ちているごみ等に子どもが触れる可能性に注意を払う。
- ・自動車や自転車とすれ違う際には、止まって待つ。また、歩行者等とすれ違う際、相手が手に持っているもの（傘、カバン、たばこ等）に子どもが接触する可能性に注意を払う。手をつないでいる場合には、一列になる。
- ・階段昇降時には、状況に応じて、子ども同士がつないでいた手を離し、個々のペースで昇降できるようにする。段差があるなど子どもがバランスを崩しやすい箇所では、子どもの発達等に応じて、転倒しないようそばについて手助けをしたり、声をかけ見守ったりする。

（４）目的地

○ 現地の状況確認

- ・構造物や植え込み等による死角の有無を確認する。
- ・遊具等に危険が無い安全点検を行う。
- ・ガラス片や犬・猫の糞、たばこの吸い殻等の危険物や不衛生なものが無い確認し、除去する。
- ・他の利用者と譲り合って利用し、スペースを共有する。

○ 子どもの行動把握

- ・子どもの健康状態を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。
- ・道路等へ飛び出さないように注意する。
- ・遊具等を利用する際には、子どもの発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・砂場では、砂を目や口に入れないように見守る。
- ・不審者には近づかないよう注意を払う。

○ 子どもの人数や健康状態の確認

- ・目的地への到着時や出発時に加え、必要に応じて人数や健康状態を確認する。

（５）帰園後

○ 子どもの人数、健康状態等の確認

- ・子どもの人数を確認する。
- ・子どもの健康状態、ケガの有無を確認する。熱中症を避けるため、暑いときには必要に応じて水分補給を行うなど、健康管理を十分に行う。

○ 帰園の報告

- ・ 帰園後、散歩計画に実際の帰園時刻等を記入し、園長等の責任者や保育所等に残る職員と散歩から帰った旨を共有する。

○ 散歩後の振り返り

- ・ 散歩経路や目的地に新たな危険な場所を見つけたり、伝えておくべき情報があったりした場合には、職員間で共有する。
- ・ 個々の子どもについて、保育上の配慮等に関する気づきがあった場合には職員間で共有する。
- ・ 散歩時に子どものケガ等の事故やヒヤリ・ハット事例があった場合には職員間で共有する。

(6) その他

- ・ 園の状況に応じ、必要があれば、散歩マニュアルやチェックリスト、お散歩マップ、緊急時等の連絡先一覧等を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

日にち 曜日	クラス	散歩の経路・目的地 及びねらい	出発（予定） 出発（実績）	帰園（予定） 帰園（実績）	子どもの 人数	引率者	持ち出し 携帯電話	備考 (注意事項、気づき等)	確認者
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					
／ ()	組		： ：	： ：					

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要な費用の一部について支援する。

2. 施策の内容

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

- ① 保育所等設置促進等事業（☆）
保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業
- ② 病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業
- ③ ノンコンタクトタイムスペース設置促進事業（☆）
物理的に子どもを離れ、各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）を確保し、保育の振り返り等の業務を行うスペースを設置するために必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

- ① 障害児受入促進事業（☆）
既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業
- ② 分園推進事業（☆）
保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業
- ③ 熱中症対策事業（★）
熱中症対策として、保育所等に冷房設備を設置するための改修等を行う事業

④ 安全対策事業（★）

ア 睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業 イ ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の購入を行う事業

- ⑤ 病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）
病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑥ 緊急一時預かり推進事業（☆）
緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）
- ⑦ 放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）
放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間帯に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業
- ⑧ 感染症対策のための改修整備等事業（★）
インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業
- ⑨ 保育環境向上等事業（★）
保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

【補助制限】

制限無し：（☆）の事業

10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【補助基準額（R5）】 1. 基本改善事業（①、②）
2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑥、⑦）

1 施設当たり	7,200千円	③	1 施設当たり	100千円
1 施設当たり	1,029千円	④	1 施設当たり	500千円以内
1 施設当たり	34,946千円			

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2
それ以外の事業 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

＜児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金＞

令和 6 年度当初予算案 177 億円の内数

1 事業の目的

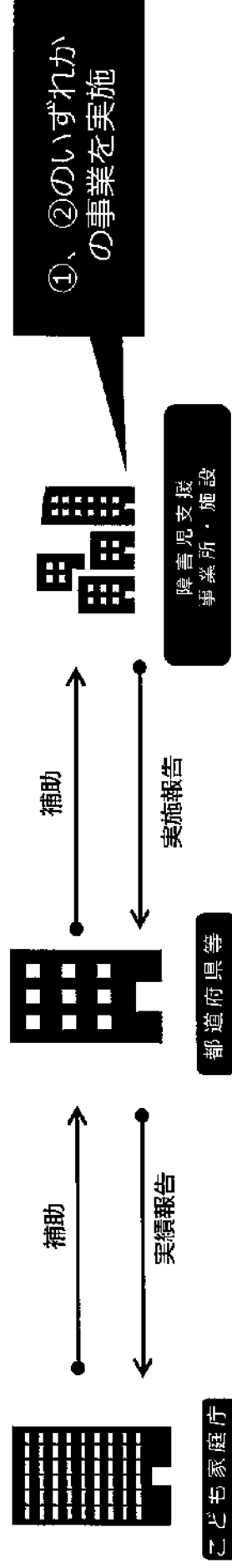
障害児通所支援事業所において、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図る。

2 事業の概要

子どもの安全対策を講じるため、次に掲げる事業を実施する際、備品購入等の費用に係る補助を行う。

- ① ICTを活用した子どもの見守り支援事業
- ② 登降園管理システム支援事業

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 負担割合：①②国3/5、都道府県・指定都市・中核市1/5、事業者1/5
- ◆ 補助単価（年額）：
 - ① 1事業所あたり200千円
 - ② 端末購入を行わない場合は1事業所あたり200千円
 - 端末購入を行う場合は1事業所あたり700千円

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

2. 施策の内容

- (1) 保育支援者の配置
保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う。
ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃 イ 給食の配膳・あとかたづけ ウ 寝具の用意・あとかたづけ
エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳 オ 児童の園外活動時の見守り等 カ その他、保育士の負担軽減に資する業務
- (2) 児童の園外活動時の見守り等
保育支援者又は安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）が、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行う。
- (3) スポット支援員の配置
既存事業の保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置に加え、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助する。※(1)と合わせて補助する場合は、(1)の職員とは別に加配することを要件とする。

3. 実施主体等

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1 か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1 か所当たり 月額145千円

・勤務時間の乗せ及び傷害保険加入料を追加

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1 か所当たり 月額 45千円

※3 スポット支援員の配置を行った場合 1 か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4

国：1/2、市区町村：1/2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

⇒ 園児の見落とし等による事故を防止するため、園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助（1箇所当たり月額45千円）の対象施設に、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園を追加【拡充（R5～）】

⇒ スポット支援員の配置に係る対象施設は、児童の園外活動時の見守り等に係る対象施設と同様

【実施要件】 保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

＜保育対策総合支援事業費補助金＞ 令和6年度当初予算案 459億円の内数 (457億円の内数)

1. 施策の目的

- 保育所等が質の確保に資する各基準を遵守・留意するとともに、保育中の死亡事故等の重大事故を防止するため、保育所等が遵守・留意すべき各基準、事故防止、事故発生時の対応や園外活動等における安全対策等における安全知識・技術の修得、資質の確保に必要な研修の実施及び各基準の遵守状況、睡眠中、食事中、水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面や園外活動等における安全対策等に関する巡回支援指導を行うことにより、安心かつ安全な保育を行うことを目的とする。

2. 施策の内容

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大 事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

質の確保・向上のための研修事業



【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



巡回支援指導員

【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の実施やその準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導



認可保育所等

認可外の居宅
訪問型保育事業
(ベビーシッター)



認可外保育施設

3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 354千円

【補助割合】 国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

幼稚園、保育所、認定こども園の皆様へ

～ 弱視や斜視の子どもの眼鏡装用等に関するお願い ～

令和 5 年 10 月 12 日

日本眼科学会
日本眼科医会
日本小児眼科学会
日本弱視斜視学会
日本視能訓練士協会

● 子どもの目が発達する時期には限りがあります

子どもの目の機能（視力など）は、生後から3歳までに急速に発達し、6歳～8歳頃までにほぼ完成します。ところがこの時期に視力の成長を妨げる要因があると視力の発達が停止し、その後いくら眼鏡をかけても十分な視力が得られません。これを「弱視」と言い、約50人に1人程度と言われています。

● 眼鏡装用は弱視や斜視の子どもにとって大事な治療です

弱視には様々な原因はありますが、網膜へのピントがずれている「屈折異常」（特に強い遠視や乱視）が原因となっていることが多いです。視力が発達する時期に眼鏡を常用するなどの治療で多くの場合、就学時までに良い視力を獲得できます。また、斜視（両眼の視線があっていない状態）の治療に眼鏡装用が必要な場合があり、眼鏡をかけることにより目の位置が安定し、両眼で物を立体的にみる機能（両眼視機能）も育ちます。

● 治療用眼鏡を装用し続けるには周りの協力が必要です

このように、園にお通いのお子さんの眼鏡は将来にわたって良い視機能を得る大切な治療用具です。眼鏡装用によって目の怪我や危険が多くなるという報告はありません。かえって目の怪我を防ぐことができる場合もあります。医師や保護者は子どもに眼鏡を一日中かけるよう指導をしています*。園にいる間に眼鏡をかけないと、その子どもは「眼鏡はかけなくてもよいもの」と思ってしまう、治療中断につながることもあり得ます。

子どもが、治療用眼鏡をしっかりとけることにより将来にわたり良い視機能を維持できるよう、園の皆様にもご理解いただき、保護者を含め周りの方が協力できるようお願い申し上げます。

*屋内活動だけでなく、外あそびなどの時も眼鏡装用をお願いします。ただし、プールやマット運動などの場合は除きます。詳細については眼科主治医にご相談ください。

〈 参考資料 〉

※厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「3歳児健康診査における視覚検査の実施体制に関する実態調査研究」リーフレットより抜粋

弱視の治療って何するの？

異常を放置すると、脳の見る機能の発達も止まってしまいます。
弱視のほとんどは、治療用めがねをかけてピントが合った状態にすることで、脳が刺激され、視力が発達していきます。
3歳で治療を開始したことの多くが、小学校入学までにめがねを常用すれば十分な視力を得ています。

3歳から治療することを、
強くおすすめする理由。



治療にはタイムリミットがあります

成長するにつれて視力の発達はスローダウンして6～8歳で完了します。治療開始のタイミングを逃すと、思うように効果が上がらず、めがねやコンタクトレンズを使っても生涯十分な視力を得られないことがあります。

発達が途中で
停滞していても、
今なら再スタートできます。



視力 0.5

視力 1.0

これ以降、脳は視覚刺激を受けてもあまり反応せず
視力が発達しにくくなります。

視力 0.02

生まれた直後

視力の発達

6～8歳

全社児福発第 135 号
令和 6 年 6 月 20 日

都道府県・指定都市保育協議会 会長 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 奥 村 尚 三
〔 公 印 略 〕

全国保育協議会 令和 7 年度以降の会費の見直しについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本会事業の推進にご尽力を賜り、深謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、去る 6 月 13 日に開催いたしました、令和 6 年度 全国保育協議会 第 1 回協議員総会におきまして、第 1 号議案・第 2 号議案・第 3 号議案・第 4 号議案は、原案どおり、承認いただきました。

第 4 号議案で審議・承認いただきました「全保協 組織強化・財務状況健全化について」により、全国保育協議会の会費は、令和 7 年度より、現在の 5,000 円から 7,000 円となりますことを、あらためてご周知申し上げます。

本件に関するこの間の経緯や、情勢認識と本会の使命、本会のこれからの取り組みについては、別紙をご参照ください（第 1 回協議員総会資料一部抜粋）。なお、これに伴う「全国保育協議会会費に関する規定」については、令和 6 年度第 2 回全国保育協議会協議員総会（令和 7 年 2 月 28 日開催予定）におきまして、改訂を予定しております。

何卒ご理解・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

本件の内容については、全国保育協議会 協議員の皆様にもお送りしておりますことを申し添えます。

記

現在の会費（年間）	令和 7 年度からの会費（年間）
本会会則第 4 条に定める会員 5,000 円	本会会則第 4 条に定める会員 7,000 円

【問い合わせ先】

全国保育協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童福祉部内

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

e-mail zenhokyo@shakyo.or.jp

組織強化・財務状況健全化～会費の値上げについて～

1. この間の経緯

全保協の組織強化と財務状況健全化については、平成 29 年度の決算が大きく赤字になったことを踏まえ、平成 30 年から検討をはじめ、令和 3 年度からは本格的に検討を進めてきた。

コロナ禍にあった令和 2 年度から令和 4 年度は、事業を縮小せざるを得ず、会議や研修会のオンライン化もあり、黒字収支となっていた。令和 5 年度はコロナ禍での経験も踏まえ、会議の一部オンライン化や、オンライン研修の実施等、経費節減策を実施しており、令和 5 年度の当初予算額と決算額との比較においては、全サービス区分合計 6,014,171 円の支出減となった。

しかし、コロナ禍以前は、赤字予算・赤字収支となっており、令和 5 年 5 月にコロナが 5 類となり、以前のように参集による研修や会議等が実施され、また、長引く物価高騰もあるなか、今後は再び赤字決算になる可能性が大いに考えられる。令和 5 年度については、サービス区分全国保育協議会を単独でみると、△1,736,763 円の赤字収支となっている。

令和 5 年度の検討においては、健全な財政と継続的な運営、活動の強化を展開していくために、会費の見直し（値上げ）について検討を進めてきた。

2. 情勢認識と本会の使命

子ども施策が大きな転換期を迎えているなか、本会では、経費節減策を検討・実施しつつも活動を縮小するのではなく、むしろ、会員施設にとって魅力のある、そして会員施設とともにあゆむ全保協活動、全保協組織を実現していきたい。

本会の目的である、「全国の保育関係組織、機関、団体等と連絡調整、保育事業等に関する調査・研究・協議およびその実績をもって保育、子ども家庭福祉の増進に寄与する」（全国保育協議会会則第 2 条）という役割を果たし、すべての子どもたちの権利と育ちを保障していく社会の実現をめざして、日々尽力している会員施設を応援し、ともに活動していくことが、組織の責任であるとする。

上記の達成等に向け、下記の取り組みを行うべく、現在の会費（年間）5,000 円を令和 7 年度より 7,000 円としたい。

3. 全国保育協議会のこれからの取り組み

① 認定こども園部会の設置

認定こども園については、施設数と会員数が増加しているなか、その固有の課題等に関して、国に対して要望や意見を直接伝える場がなく、早急に課題整理を行うとともに、意見等

を集約し、提言・要望していくことが必要である。また、認定こども園の他団体との連携も必要であると考えている。これまで全保協においては認定こども園特別委員会として活動してきたが、令和 6 年度からは常設部会として明確に位置付け、提言のとりまとめ、要望活動や他団体との連携、研修や調査・研究の実施など、活発に活動していく。

② 災害時に備えた積立金の設置

近年、自然災害による被害が全国で毎年発生している。令和 6 年 1 月の能登半島地震においては、発災から半年が経過しようとしているが、復興までに長期的な支援が必要とされている。災害時の全保協会員施設への支援について、全保協としては、これまで会費免除や災害見舞金によりその支援を行ってきた。また、災害によっては、保育三団体協議会による募金も実施してきたが、被災地に送金するまでに時間がかかり、迅速な支援につなげることができなかった。全保協として、被災した会員施設を支援する都道府県・指定都市保育組織に対して、迅速な支援が行えるよう災害時に備えた積立金を新たに設けたい。

③ 全国保育協議会・全国保育士会の全国大会一本化(令和 7 年度より)

全国保育協議会および全国保育士会の研究大会については、子どもや子育て家庭、保育所・認定こども園等を取りまく状況が大きく変化するなかでは、施設運営・保育実践の両面から今後の保育について考えていく必要がある。また、全国保育協議会と全国保育士会が協働して、保育士・保育教諭等の専門性を高め、保育所・認定こども園等が子ども・子育て支援に欠かすことのできない社会資源として、地域の人々からのさらなる信頼と支持を得ることをめざす必要がある。そのため、研究大会のさらなる質の向上に向け、令和 7 年度より全保協・保育士会の研究大会を「全国教育・保育研究大会」とし一本化し開催をする。

④ 会員施設が魅力を感じられる活動、地方組織への支援強化

その他にも、保育を取り巻く環境・制度が大きく変化するなか、会員施設に寄り添い、しっかりと守るための活動、会員施設が魅力を感じられる活動を引き続き検討し、その具体化をはかっていきたい。令和 6 年 2 月～3 月には、地方組織の皆様のご協力のもと、これからの全保協のあり方についてアンケートを実施した。各組織からお寄せいただいた課題やご意見に対応できるよう活動していきたい。

(未定稿)

大 社 福 施 発 第 号
令 和 6 年 月 日

保育部会会員施設 各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
保 育 部 会 長 森 田 信 司
(公 印 省 略)

令和6年度 保育部会会費請求に伴う利用定員数の確認について（照会依頼）

日頃は、本会事業運営につきまして、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度保育部会費等ご請求をさせていただくにあたり、請求額の基準となっております「利用定員数」について、ご確認をお願いさせていただきたく存じます。

つきましては、現在、本会にて把握しております貴施設の**利用定員数**を別紙「回答用紙」に記載しておりますので、お手数をおかけいたしますが、ご確認いただき FAX にてご返送をいただきますようお願い申し上げます。

また、令和3年10月開催の大阪府社会福祉協議会理事会において、大阪府社会福祉協議会「特例貸付償還業務に伴う会員への影響軽減対応について」の決議により、各種別部会共通の大阪府社協基本会費の減額（5%1,900円減額）を反映した会費請求額となりますのでご確認ください。

なお、**幼保連携型認定こども園におかれましては、平成29年度より1号認定を除く2号・3号認定の定員数をもって会費額を設定することとしております。**

また、回答用紙に記載された利用定員数は、当年度はじめに「保育部会会員名簿の更新について」においてご回答いただいた利用定員数に基づいて記載をしておりますことを申し添えます（令和6年度新規入会園におかれましては、入会申込書にご記入いただいたデータを引用しております）。

記

1. 回答方法（**別紙「回答用紙」**にて必ずご回答ください）

- (1) 「変更あり」または「変更なし」のいずれかに「○」をご記入ください。
- (2) 下記の各定員数に変更等があれば直接、ご記入のうえご訂正をお願いいたします。
- (3) 定員数の欄が空欄の場合は、本会にて把握できておりませんので、定員数をご記入ください。

2. 回答期限 **令和6年7月31日（水）まで**に、必ずFAXにてご回答ください。 ※ご回答をいただけない場合、令和6年度会員情報更新または前回ご回答をいただいております利用定員数等を参照し、ご請求させていただきます。

3. 問合先・送付先 大阪府社会福祉協議会 施設福祉部 保育部会事務局

TEL 06-6762-9001 FAX 06-6768-2426

(別紙)

大阪府社会福祉協議会・施設福祉部

FAX : 06-6768-2426

令和6年度 保育部会会費請求に伴う利用定員数 回答用紙

令和6年度会費額を決定するための事前調査となりますので、下記の説明をご確認のうえ、正確に回答いただきますようお願い申し上げます。

会員ID		施設種別	
施設名			

- ① 会員名簿に登録の貴園の利用定員数（幼保連携型認定こども園は1号認定を含む）
（実利用定員数ではありません！下欄説明文ご参照願います）

① 名 ⇒ (いずれかに○) 変更あり ・ 変更なし

※「変更あり」の場合は、下記②の合計人数のところに記入ください。

※上記の利用定員数が空欄の場合は、恐れ入りますがご記入ください。

- ② [認定こども園のみ] ①の内訳（※保育園は回答不要です）

	1号認定	2号認定	3号認定	合計
幼保連携型認定こども園	名	名	名	名
保育所型認定こども園		名	名	名

（2号・3号が会費請求額の算定基準となります）

回答は以上です。ありがとうございました。

≪「利用定員」の考え方≫ ⇒ 実利用定員数（児童数）ではありません！

「利用定員」は、子ども・子育て支援法第27条第1項の確認において定め、給付費（委託費）の単価水準を決めるものです。認可定員の範囲内で、施設・事業者からの申請にもとづき、市町村が確認の手続きの中で設定します。

ご不明な場合は、所轄の市町村へご確認いただきますようお願いいたします。

≪参考≫会費額一覧（部会費等請求金額（府社協会費5%の1,900円減額）をご請求させていただきます）

利用定員	請求額	利用定員	請求額
30名以下	47,100円	91～120名	65,100円
31～60名	53,100円	121～150名	71,100円
61～90名	59,100円	151名以上	77,100円

全国保育協議会 協議員 様

社会福祉法人全国社会福祉協議会

全 国 保 育 協 議 会

会長 奥村 尚三

〔 公 印 略 〕

第 67 回全国保育研究大会（奈良大会）

参加勧奨について（依頼）

本会事業の推進につきまして、日頃よりご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第 67 回全国保育研究大会（奈良県・10 月 17 日～18 日）の 6 月 10 日現在の参加者数を報告申し上げます。

参加者目標数（定員）約 1,200 名に対し、申込者数が別紙のとおり 262 名という状況です。

とくに参加者目標数に達していない都道府県・指定都市につきましては、貴下の保育関係者に対し、あらためて大会参加の呼びかけをお願いいたしたく存じます。また、参加者目標数を達成されている都道府県・指定都市におかれましても、参加者増に向けてさらなるご協力をいただけますと幸甚に存じます。

各都道府県・指定都市保育協議会におかれましては、ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 名 称 | 「第 67 回全国保育研究大会（奈良大会）」 |
| 2. 日 時 | 令和 6 年 10 月 17 日（木）～18 日（金） |
| 3. 会 場 | なら 100 年会館 ほか |
| 4. 参 加 費 | 会員 20,000 円 会員でない方 25,000 円 |
| 5. 申込締切 | <u>令和 6 年 8 月 30 日（金）</u> |
| 6. 内 容 等 | 別添の開催要項をご参照ください。また、本会ホームページの「特設ページ」に開催要項および申込サイトを掲載しています。
https://www.zenhokyo.gr.jp/lp/lp-1237/ |

【お問い合わせ先】 全国保育協議会事務局〔担当：寺嶋、松田〕
全国社会福祉協議会 児童福祉部 内
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 4 階
TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509
E-mail : zenhokyo@shakyo.or.jp

第67回全国保育研究大会（奈良県大会）参加者目標数について

令和6年6月10日現在

都道府県 指定都市 名	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数÷ 目標数)	前年度 参加者数 (大分大会)
北海道	43	6	14.0%	13
青森県	27	2	7.3%	28
岩手県	18	4	22.7%	9
宮城県	18	3	16.4%	0
秋田県	13	7	55.2%	12
山形県	12	0	0.0%	6
福島県	13	0	0.0%	5
茨城県	28	3	10.7%	13
栃木県	11	2	18.5%	4
群馬県	21	7	32.6%	17
埼玉県	39	2	5.1%	21
千葉県	42	12	28.3%	11
千葉市	9	0	0.0%	5
東京都	88	31	35.3%	72
神奈川県	19	5	26.4%	36
横浜市	25	0	0.0%	27
川崎市	7	2	29.4%	26
相模原市	6	0	0.0%	5
新潟県	31	0	0.0%	2
山梨県	9	0	0.0%	5
長野県	22	0	0.0%	3
静岡県	34	3	8.9%	21
富山県	14	11	79.5%	6
石川県	19	3	16.2%	19
福井県	14	5	36.8%	14
岐阜県	13	0	0.0%	6
愛知県	58	5	8.7%	18
三重県	20	0	0.0%	14
滋賀県	22	2	9.1%	11

都道府県 指定都市 名	参加者 目標数 ※下記参照	申込者数	達成率 (申込者数 ÷目標数)	前年度 参加者数 (大分大会)
京都府	11	0	0.0%	17
京都市	18	7	39.2%	10
大阪府	53	22	41.7%	56
大阪市	1	0	0.0%	5
兵庫県	31	3	9.7%	22
神戸市	15	0	0.0%	23
奈良県	20	5	24.5%	19
和歌山県	6	1	16.3%	9
鳥取県	5	0	0.0%	10
島根県	14	1	7.2%	7
岡山県	22	6	26.7%	26
広島県	23	4	17.7%	11
広島市	15	0	0.0%	8
山口県	16	8	49.9%	23
徳島県	11	4	35.2%	24
香川県	10	2	20.0%	13
愛媛県	11	6	52.4%	29
高知県	9	3	33.8%	4
福岡県	34	5	14.9%	48
福岡市	19	2	10.4%	50
北九州市	10	21	203.2%	69
佐賀県	11	10	90.2%	24
長崎県	28	2	7.2%	32
熊本県	24	1	4.2%	29
熊本市	7	0	0.0%	14
大分県	18	4	22.8%	522
宮崎県	18	17	92.7%	48
鹿児島県	20	10	50.4%	45
沖縄県	26	3	11.5%	39

	参加者 目標数	申込者数 合計	達成率	前年度 参加者数 (表彰等会)
合 計	1,200	262	21.8%	1,665
開催ブロック	177	40	22.6%	920

※参加者目標数は、「公立会員数×0.05+公立以外会員数×0.1」で積算された数値に、会場定員調整として0.65を積算。開催地は10名加算、開催地ブロック内の各県は2名

保育活動専門員
認定制度
対象研修会
100ポイント



第67回

全国保育研究大会

奈良大会

開催要項

「すべての子どもの権利と育ちを保障していく 社会の実現」をめざして

趣旨

令和5年度に「こども家庭庁」が創設され、「こども基本法」に基づく「こども大綱」が作成されました。また、「こども誰でも通園制度(仮称)」や「かかりつけ相談機関」など、保育所・認定こども園等には、地域子育て家庭への支援が期待され、その役割は大きくなっています。

私たち保育・子育て支援関係者は、子どもの安全・安心を守ることはもちろん、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、保育の社会的な意義・役割をあらためて確認したうえで、日々取り組みを充実させていかなければなりません。加えて、養護と教育の下にこれまで培ってきた保育の営みの大切さを、いまいちど広く社会にアピールする必要があります。

こうした保育をめぐる情勢をふまえ、すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現をめざした私たち保育関係者の姿勢を広く社会に発信すべく、多様なテーマでの研究協議を深め、実践を学びあうことにより、保育の質の一層の向上をめざし、第67回全国保育研究大会を開催します。

主催

全国社会福祉協議会・全国保育協議会/全国保育士会
近畿ブロック保育協議会、奈良県保育協議会
(実施主体：全国保育協議会、奈良県保育協議会)

後援

こども家庭庁、奈良県、奈良市、奈良県社会福祉協議会《予定》

期日

令和6年10月17日(木)～18日(金)

定員

1,200名

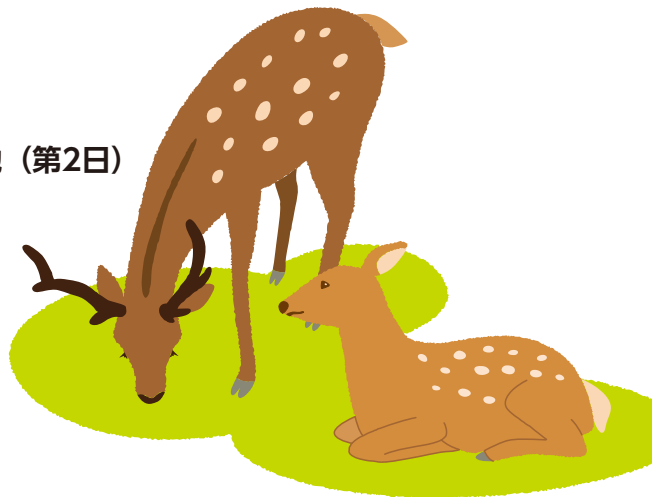
- 保育所・認定こども園等関係者、保育行政関係者、保育士養成関係者、保育協議会・社会福祉協議会関係者 等
- 保育・子育て支援に関心のある皆さま（一般の方も参加いただけます）

会場

全体会会場
なら100年会館（第1日）
分科会会場
奈良県コンベンションセンター 他（第2日）

参加費

会 員：20,000円
会員でない方：25,000円



日 程

令和6年10月17日(木)～18日(金)

	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時
10月17日 (木)			表彰 記念撮影	受付 11:30～ オープニング アトラクション 12:30～	開会式 式典	行政説明 基調報告 他		記念講演	全体会
10月18日 (金)				分 科 会 第1分科会～第11分科会				閉会	

第1日(全体会・式典) 10月17日(木) 13:00～17:25

10:30～	表彰記念撮影(※希望者のみ)
11:30～	受 付
12:30～	オープニングアトラクション マリンバ演奏
13:00～14:00	開 会 ● 式典 ● 児童憲章朗読 ● 全国保育協議会 表彰 等 (休憩15分)
14:15～15:15	行政説明 ● こども家庭庁成育局保育政策課(予定)
15:15～15:45	基調報告 ● 全国保育協議会 会長 (休憩20分)
16:05～17:05	記念講演 「童謡には秘密がいっぱい」
17:05～	全国保育協議会・全国保育士会 大会一本化について※ 次期開催地(東京都)あいさつ
17:25	第一日終了

※全国保育協議会と全国保育士会とが協働し、保育士・保育教諭等の専門性を高め、保育所・認定こども園等が子ども・子育て支援に欠かすことのできない社会資源として、地域の人々からのさらなる信頼と支持を得ることをめざし、研究大会のさらなる質の向上に向けて、令和7年度から一本化し、「全国教育・保育研究大会」として開催します。

● オープニングアトラクション 心を寄せて マリンバ奏者・松本 真理子 氏

マリンバ人口の多い奈良県。町のあちらこちらからマリンバの音が聞こえます。木の温もりを感じる優しい音色、心浮き立つリズムの躍動。全身を使って音楽表現するマリンバの魅力にはまって半世紀。聞いてくださる方を元気にしたい、生きている喜びを味わっていただきたい。奈良に来て良かったと思っていただける様に、心を込めて演奏いたします。プログラムも吟味しました。華やかなオープニング演奏をお楽しみに。



● 記念講演 「童謡には秘密がいっぱい」 講師:合田 道人 氏(作家/一般社団法人 日本歌手協会 理事長)



「七つの子」の「七つ」って? 「しゃぼん玉」って悲しい歌だったの? など、子どもたちからお父さんお母さん、更にはおじいちゃんおばあちゃんまで誰もが口ずさんで知っているはずの、でも改めて言われると「???」という童謡や唱歌たち。そこに隠された秘密や込められた思いを、シリーズ累計60万部突破の書籍『童謡の謎』の著者・合田道人 氏が、軽妙なトークとともに紐解きます。笑い、涙、身近な童謡を通して必ず何かを感じていただける、一緒に考え一緒に歌う参加型の講演です。

【合田 道人氏のご紹介】

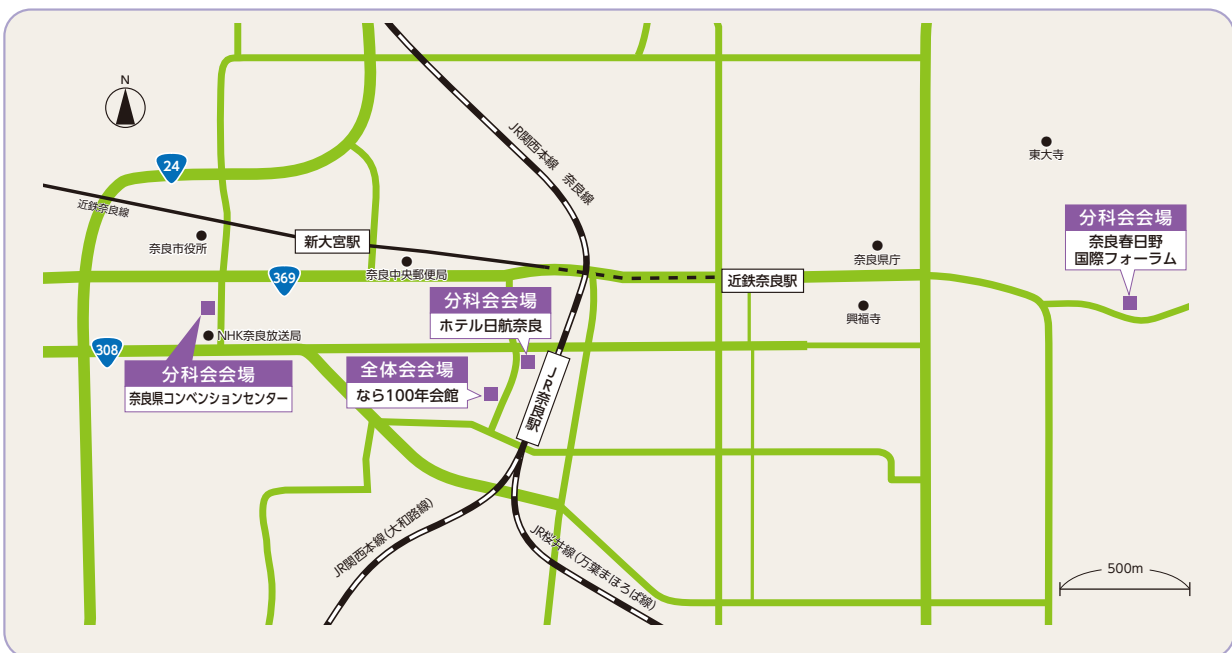
1979年に「釧路にて」で歌手デビュー。2002年刊行の著書「童謡の謎」シリーズは60万部を超えるベストセラーとなり、続く「神社の謎」シリーズも大ヒット。BSテレ東「プレイバック歌謡祭」などの司会でもおなじみ。

第2日(分科会) 10月18日(金) 9:30~15:45

- ≫ 全保協 将来ビジョンに示した5つの取り組みのカテゴリーをもとに、分科会を構成します。
- ≫ 分科会は、令和5～7年度で設定された「共通研究テーマ」による意見発表を中心に研究・協議する分科会と、全国保育協議会の企画により開催する分科会、奈良県保育協議会の企画により開催する分科会、さらにはフリー発表分科会の4種で構成します。
- ≫ 分科会会場ごとに参加定員を設定し、先着順で受け付けます(※)。
- ≫ 本大会の第1～7,9分科会においては、グループディスカッションを実施する予定です。

(※) 受付は、参加申込書を受領した順に、名鉄観光(株)MICEセンター（旅行代理店）から返信する受領メールの受信をもって受付完了といたします（申込サイトに参加申込をご入力いただいた段階では受付完了となりませんので、ご注意ください）。

	テーマ
第1分科会	新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～
第2分科会	配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて
第3分科会	保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する
第4分科会	地域の子育て家庭への支援の充実にむけて
第5分科会	子どものより良い育ちと安全・安心の環境づくりにむけた関係機関とのネットワーク
第6分科会	家庭や地域との連携による食育の推進
第7分科会	保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～
第8分科会	開催地企画分科会「福祉発祥の地、奈良からの発信」
第9分科会	公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割
第10分科会	全保協企画分科会
第11分科会	フリー発表分科会



※分科会は奈良市内の会場を予定しています。詳細が決まり次第、HP等でお伝えします。
 ※会場周辺の駐車場は一般の方もご使用しますので、公共交通機関をご利用ください。
 ※各会場へのアクセス等は各施設HPをご確認ください。

子どもの育ちを保障する

保育所・認定こども園等の大きな役割は、子ども自身が持つ発達する力を活用することができるよう支援し、子どもの育ちを保障することにあります。子どもの発達支援を中心に据えた保育を展開するために、質の高い保育について研究を深めます。また、研修を充実し、保育を実践する人材の育成に取り組みます。

第1 分科会

新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／^{きたの}北野 ^{さちこ}幸子 氏 (神戸大学大学院 教授)

第2 分科会

配慮を必要とする子どもや家庭への支援にむけて

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／^{ななきだ}七木田 ^{あつし}敦 氏 (広島大学 教授)

第3 分科会

保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／^{しみず}清水 ^{ますはる}益治 氏 (帝塚山大学 教授)

子育て家族を支える

子どもが心身ともに豊かに成長するためには、子どもと家庭を一体的に捉えて、その家庭を支援することが必要です。保育所・認定こども園等は、保育・子育て支援機能を充実し、多様化する働き方のなかで新たな子育て家庭のニーズに応え、子育て支援の拠点として、すべての子育て家庭を対象とした支援を展開します。

第4 分科会

地域の子育て家庭への支援の充実にむけて

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／^{たちばな}立花 ^{なおき}直樹 氏 (関西学院短期大学 准教授)

多様な連携と協働をつくる

子育て不安や児童虐待への対応等、子どもと子育て家庭への支援は、地域社会を基盤として多面的に取り組みを充実していくことが大切です。保育所・認定こども園等は、さまざまな機関・組織・団体や地域住民が連携・協働して地域の保育機能を高めるための中心的存在として、役割を果たします。また、必要に応じて、社会福祉法人の法人間連携、公私や民間施設相互における事業連携をすすめます。そして、企業や非営利活動法人等との多様な連携を研究します。

第5 分科会

子どものより良い育ちと安全・安心の環境づくりにむけた 関係機関とのネットワーク

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／^{くらいし}倉石 ^{てつや}哲也 氏 (武庫川女子大学 教授)

◎各分科会の発表者およびテーマは全保協HPでお知らせします。

※助言者の役職は令和6年3月31日時点の情報です。

カテゴリー

IV

子育て文化を育む

子どもを対象とした犯罪や虐待を未然に防ぐために、次世代を創造する子どもをかけがえのない存在として愛しみ、尊いものとして価値を認め、子どもや子育てに多くの人が関心を持つ子育て文化をつくります。保育所・認定こども園等が社会全体で育む子育て文化を地域社会に発信します。また、地域共生社会を実現するため、保育所・認定こども園等の機能を社会に開き、地域社会に根ざした運営をめざします。

第6
分科会

家庭や地域との連携による食育の推進

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／^{つつみ}堤 ちはる 氏 (相模女子大学 教授)第7
分科会

保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／^{おおがた}大方 ^{みか}美香 氏 (大阪総合保育大学 教授)

●開催地企画分科会

第8
分科会「福祉発祥の地、奈良からの発信」
～親と子の関りを考えながら、奈良を深く知る～■ 講師／^{にしやま}西山 ^{あつし}厚 氏 (帝塚山大学 客員教授)運営：
奈良県保育協議会

死んだ子の親（東大寺、法華寺を建立した聖武天皇、光明皇后）、死んだ親の子（西大寺を復興した叡尊上人）を通して、世界を大きく変えていく親と子の関係を、参加者がそれぞれの現地を訪ねて、「子どもにとって親の存在」「親にとって子どもの存在」を、奈良の地で奈良時代から広げて考えます。

午前中は西山氏からの講義を受け、午後は東大寺や法華寺、西大寺などを巡ります。西大寺では、叡尊上人の「一味和合」の心を伝える、大茶盛体験もあります。

※大会参加費とは、別途分科会参加費（バス代、昼食代）をいただきます。

参加費は申込サイトをご確認ください。

カテゴリー

V

子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

わが国の家族関係の給付のGDPに占める割合は諸外国のなかでもとても低い水準です。こうした政策のあり方を改善するとともに、未来の日本の社会を担う子どもを中心に、子どもたちが豊かに育つ環境を社会全体が支えていく仕組みについて研究・提言します。

第9
分科会

公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割

(講義・意見発表・演習)

■ 助言・指導／^{まえだ}前田 ^{のぶみ}信美 氏 (山陽学園短期大学 准教授)

日程

分科会の内容

参加申し込みについて

特別分科会

第10 分科会

運営：
全国保育協議会

- ≫ 全保協企画の分科会となります。最新の制度動向を踏まえ、内容を企画し、今後HP等でお伝えします。

第11 分科会

運営：
全国保育協議会

フリー発表分科会

- ≫ 希望者による自由なテーマの発表を聴くことができる分科会です。
≫ 終日（9：30～15：45予定）にわたり、多様なテーマによる発表が行われます。

【フリー発表分科会にて 発表をご希望される方 について】

- ≫ 発表のお申込みについては全保協ホームページを必ずご確認ください。ホームページより申込書をダウンロードください。申込書をご記入のうえ、全保協事務局あてにメールもしくはFAXにてお申込みください。



- ≫ 以下は概要です。詳細は必ずホームページをご覧ください。

発表日時：令和6年10月18日（金）9：30～15：45

分科会会場：奈良市内の会場（決まり次第お伝えします。）

発表時間：1テーマにあたり25分程度（研究発表：20分、質疑応答：5分）

募集内容：保育・子育て支援に関する研究発表

応募条件：応募時に全国保育協議会会則第4条に定める会員に所属する関係者または、保育・子育て支援に係る行政関係者であること

※そのほかの注意事項あり（ホームページを必ずご確認ください。）

参加費：発表者各自のご負担

応募締切：令和6年6月17日（月）

※「全保協 将来ビジョン」およびビジョンにもとづく「共通研究テーマ」については、全国保育協議会のホームページでご確認できます。



「全保協 将来ビジョン」



「共通研究テーマ」

全国保育協議会では、令和5年度より都道府県保育協議会からの申請^(※)に基づき、都道府県庁に対し「処遇改善等加算Ⅱにかかる認定研修実施主体」の申請を行っています。

※指定都市がある都道府県は、指定都市保育協議会と調整のうえ申請

都道府県が「処遇改善等加算Ⅱにかかる認定研修実施主体」として、全国保育協議会を認定した都道府県にある「認定こども園」においては、全国保育協議会が実施する研修を受講した時間を、認定研修の修了すべき研修時間のなかに積算することができます。都道府県の認定状況については全国保育協議会のホームページをご確認ください。

上記の取り扱いは、「認定こども園」のみが対象となります。

参加申込みについて

参加お申込みは専用サイトよりお申込みください。

※宿泊等のお申込みも同専用サイトよりお申込みください。

URL <http://www.mwt-mice.com/events/2024zenhokyo67>

▶ 参加登録のお申し込み締切 令和6年8月30日（金）



専用サイトへは全国保育協議会ホームページの「研修会・大会のご案内」からもアクセスいただけます。

URL <https://www.zenhokyo.gr.jp/information/>

- 専用サイトで、参加申込みが完了された方には、申込み完了後、24時間以内に登録されたメールアドレスに申込み完了メールを送信しますので、必ずご確認ください。
※お使いのパソコン等でセキュリティのためメールの受信拒否設定をされている方は、
@mwt.co.jp ドメインからのメールが受信できるようあらかじめ設定してください。
- 参加申し込みの登録操作方法は、専用サイトのトップページをご確認ください。
- 締切日令和6年8月30日（金）までの変更・取消は参加者ご自身にて専用サイトで変更等の操作をしてください。
- 締切日以降の変更・取消は、専用サイトのお問い合わせフォームからの送信、または名鉄観光サービス(株)MICE センターまでご連絡ください。

- お申込み完了後、9月中旬以降に参加費等振込のご案内をメール送信します。
振込口座・振込期日等はメールにてご確認ください。
- ご入金確認後、開催1～2週間前をめどに最終のご案内をメール送信します。
- メール内容をご確認いただき、お申込者自身で参加券等をダウンロードのうえ、大会当日の会場受付にてご提示ください。**
- 参加費入金の有無にかかわらず、8月31日（土）以降の参加取消については、大会参加費が発生いたしますのであらかじめご了承ください。

- 大会の録音、録画、撮影、転用、および資料の複写・転載等は固く禁止します。
- 体調不良等により本大会に参加できなかった場合は、資料の提供をもって替えさせていただきます。参加費の返金はいたしません。
- 個人情報の取り扱いについて

- ・参加のお申し込みにあたりご提供いただいた個人情報は、本研修会の運営・管理の目的に限り使用します。
- ・なお、本大会の申込み受付等に関する業務を委託する名鉄観光サービス(株)MICE センターには、上記の目的のため、情報を共有します。

- 大会参加等のお申し込み・お問い合わせ先
名鉄観光サービス(株)MICE センター
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL. 03-3595-1121(受付時間：平日10:00～17:00) / FAX. 03-3595-1119
- 大会の内容等に関するお問い合わせ先
全国保育協議会 事務局(全国社会福祉協議会 児童福祉部 内)
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル4階
TEL. 03-3581-6503 / FAX. 03-3581-6509

日
程

分
科
会
の
内
容

参
加
申
込
み
に
つ
い
て



興福寺



奈良公園



若草山



朱雀門



第一次大極殿

個人情報の取り扱いについて

個人情報については、本会の「個人情報保護に関する方針等について」にもとづいて取り扱います（個人情報の保護に関する方針は全保協のホームページに掲載いたしております）。参加申し込みの際に登録された個人情報は、本大会の運営・管理の目的に限って使用します。

なお、本大会のお申込み受付等に関する業務を名鉄観光サービス(株)MICEセンターに委託し、実施するため、上記目的の範囲で情報を共有します。

参加者名簿の作成について

参加者、関係者間の相互連絡を目的とした「参加者名簿」を作成いたします。参加者名簿には、参加申し込みの際に登録された「都道府県・指定都市名」「施設名」「役職名」「氏名」ならびに参加される「分科会番号」を掲載いたします。なお、取扱いにあたっては、左記「個人情報の取り扱いについて」に抛り、本大会に関係のない者への譲渡、貸与、目的外の利用を固く禁じるものとします。

事故防止および公衆衛生のための措置

主催者として大会開催にあたり、事故防止および公衆衛生のための以下の措置を講じます。

- ・来場者に有事の際の避難経路を確認していただくこと。
- ・体調のすぐれない方の来場を控えていただくこと。

全国保育協議会・全国保育士会「保育活動専門員」認定制度について

全国保育協議会および全国保育士会では、主催する大会・研修会に参加し研鑽をされている方を対象として「保育活動専門員」として認定し、申請にもとづいて認定証を発行しています。これまでに、1,858名の方が認定を受けられています。

本制度では、大会・研修会に参加することで得られる参加ポイントと、大会等で発表を行った方に加算される発表ポイントを設定し、一定数以上のポイントとレポートを提出することによって認定証を取得することができます。本大会の参加者等にも下記のポイントが付与されます。

※「保育活動専門員」認定制度の実施要項は会報4月号に同封してお送りしています。また、全保協のホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

本大会は「保育活動専門員」認定制度の対象研修会です。[参加により取得できるポイント 100ポイント]

※上記100ポイントに加え、第1〜7、9分科会発表者には200ポイント、フリー発表分科会発表者には50ポイントが加算されます